第56回田原市男女共同参画推進懇話会次第

日時：令和８年１０月１５日（木）
午前１０時３０分から
場所：田原市役所北庁舎３０２会議室

１　あいさつ

２　報告事項

（１）田原市ＳＤＧｓフェスタ２０２６　実績報告について

・田原市 SDGｓフェスタ 2026　実績報告　資料 1-1

※男女共同参画ワークショップ
みんなで対話しよう！「自分時間ってなに？」　資料 1-2

・田原市 SDGｓフェスタ 2026　出展者アンケート結果　資料 1-3

３　議　題

（１）令和９年度　田原市ＳＤＧｓフェスタについて
（第１９回男女共同参画フェスティバルについて）　資料２

（２）田原市男女共同参画推進プランについて
資料３

４　その他

（１）各委員の取組状況・意見　資料４

（２）その他

＜資料＞

配席表・名簿

資料１-1	田原市 SDGｓフェスタ 2026　実績報告	※当日
資料１-2	田原市 SDGｓフェスタ 2026　ワークショップ参加者アンケート結果	※当日
資料１-3	田原市 SDGｓフェスタ 2026　出展者アンケート結果	※当日
資料２	令和９年度　田原市ＳＤＧｓフェスタについて	
資料 3-1	田原市男女共同参画推進プランⅢ（案）について	※当日
資料 3-2	田原市男女共同参画推進プラン体系の変更概要について	※当日
資料 3-3	田原市男女共同参画推進プラン（素案）について	
資料４	各委員の取組状況・意見	※当日

その他　　チラシ

第１０期田原市男女共同参画推進懇話会委員名簿

任期：令和７年４月１日～令和９年３月３１日

【委　員】

R8.10.7 時点

番号	役職等	氏　名	所属団体・役職	出欠	備　考
１	会長	河合　沙矢子	ＹＡＲＯＭＡＩ　代表	出	
２	副会長	北野谷充香子	田原市商工会女性部	出	
３	委員	鈴木　雄大	一般社団法人田原青年会議所　専務理事	出	R7
４	委員	中神　勝彦	田原市地域コミュニティ連合会　理事 （田原南部コミュニティ協議会長）	欠	R8
５	委員	小野田　清憲	ＪＡ愛知厚生連あつみの郷　介護事業室長	出	
６	委員	川口　淳	社会福祉法人田原市社会福祉協議会　係長	出	
７	委員	鈴木　一敏	女性会議ウイットＷＩＴ	出	
８	委員	清水　祥平	渥美漁業協同組合	欠	R7
９	委員	山浦　健二	田原市認定農業者連絡会　副会長	欠	R7
１０	委員	杉浦　有希	愛知みなみ農業協同組合　人事課長	欠	
１１	委員	上村　好美	渥美商工会女性部　部長	欠	R7
１２	委員	彦坂　真	渥美半島観光ビューロー　事務次長	欠	R7
１３	委員	古川　幸宏	田原市議会　議員	出	R7
１４	委員	大原　きよ子	田原市更生保護女性会　地域活動部　部長	出	R8
１５	委員	田中　和義	田原市農業委員会　委員	欠	R8
１６	委員	田中　智和	田原市教育委員会　委員	出	
１７	委員	森下　和美	行政相談委員	欠	
１８	委員	大羽　浩和	田原市企画部長	出	
１９	委員	清水　直美	公募者 ヒッポファミリークラブ	出	
２０	委員	永田　みよ江	公募者	出	
２１	委員	小久保美智子	公募者	出	R7

出席 13 名

【オブザーバー】

氏　名	所属団体・役職	備　考
樫村　愛子	愛知大学文学部教授	

【事務局】

氏　名	所属・役職	備　考
平井　堅一郎	企画部企画課長	
宮嶋　綾子	企画部企画課　課長補佐兼係長	
藤村　美玖	企画部企画課　主事	

第５６回田原市男女共同参画推進懇話会　配席表

（敬称略）

愛知大学文学部教授
オブザーバー　樫村愛子

ＹＡＲＯＭＡＩ
委員　河合　沙矢子

田原市商工会女性部
委員　北野谷充香子

田原青年会議所
委員　鈴木　雄大

ＪＡ愛知厚生連あつみの郷
委員　小野田清憲

社会福祉法人田原市社会福祉協議会
委員　川口　淳

女性会議ウイットＷＩＴ
委員　鈴木　一敏

田原市議会
委員　古川　幸宏

田原市更生保護女性会
委員　大原　きよ子

田原市教育委員会
委員　田中　智和

公募委員
委員　清水直美

公募委員
委員　永田みよ江

公募委員
委員　小久保美智子

田原市企画部長
委員　大羽　浩和

事務局

平井企画課長　　宮嶋係長　　藤村主事

入り口

資料１－１

田原市 SDGsフェスタ2026　実績報告

日　　時	令和8年8月23日(日)10:00～14:00
場　　所	田原総合体育館、田原文化会館
開催内容	○男女共同参画ワークショップ「自分時間ってなに？」　参加者　24名 時間:10:30～12:00　場所:201、202、203会議室 ○令和5、6、7年度男女共同参画啓発作品の展示(入賞作品) ※令和5年度:啓発作文3作品　※令和6年度、7年度:キャッチコピー各3作品 ○市民活動団体、企業等によるワークショップ、バザー　出展者:33団体 ○SDGs スタンプラリー　参加者:約200名
来場者数	全体約1,500名

■男女共同参画ワークショップ　テーマ:「自分時間ってなに？」

1975年10月24日に、アイスランドの約9割の女性が参加して、仕事や家事を放棄し、男女の賃金格差や性差別に抗議した「女性の休日」と呼ばれるストライキがあった。

この「女性の休日」を題材にしたドキュメンタリー映画が、2025年10月から日本で上映され、絵本「本当にやる！できる！必ずやる！　アイスランドの『女性の休日』」(ゆぎ書房)も出版されている。

絵本では、「女性の休日」と呼ばれる一斉ストライキに参加した記憶を母が娘に語るかたちで、女性たちがストライキに至った背景や、その後の展開について描かれている。

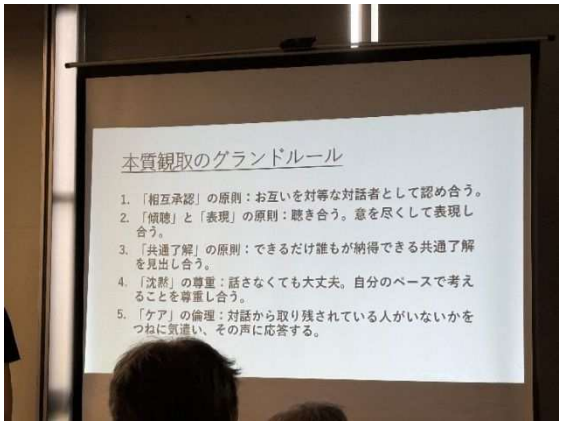
田原市男女共同参画推進懇話会では、映画や絵本をきっかけに、豊橋技術科学大学の岩内准教授を講師とし、幅広い世代にジェンダー平等などについて考える機会をつくるため、講座を実施した。

(講座の概要)

・岩内先生から概要説明
・3グループに分かれてグループワーク　テーマ:「自分時間ってなに？」
・まとめの発表

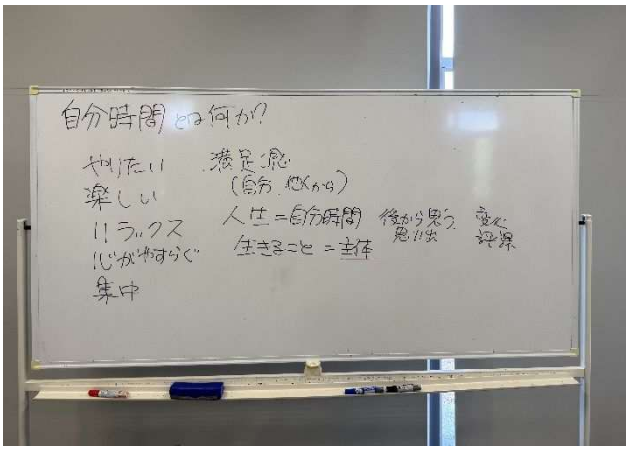
■男女共同参画ワークショップの様子

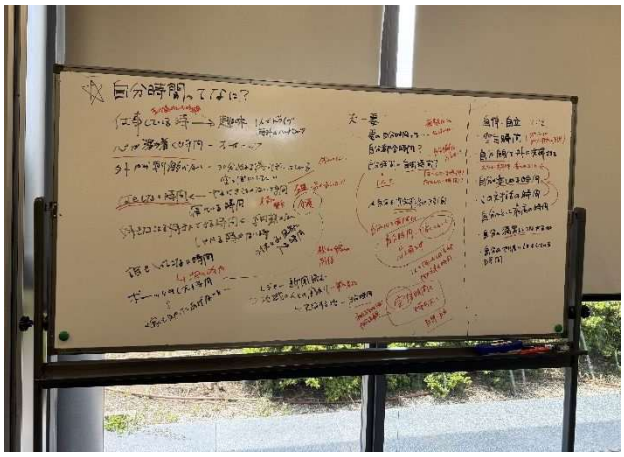


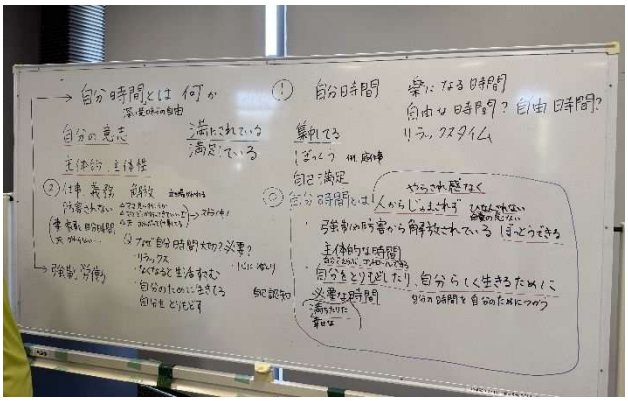




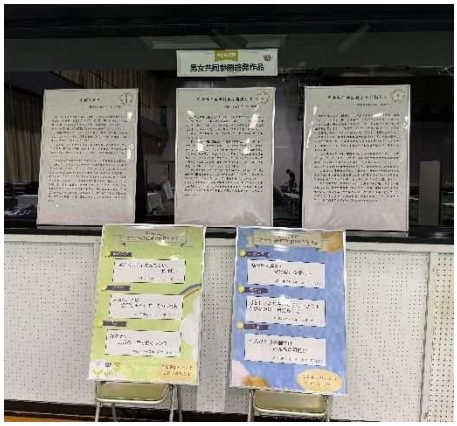








■総合体育館＆図書館内での啓発作品や啓発パネルの展示





■田原市SDGsフェスタの様子





〇ロビーの様子





〇総合体育館内(アリーナ)の様子





■懇話会委員からの主な意見等（抜粋）

【開催時間】
・適切　・ちょうど良かった

【開催場所】
・適切な所だと思う　・クーラーが効いていて良かった
・空間が広かったため、熱中症対策としては良い
・アリーナより田原文化会館の方が良い

【運営について】
（全体）
・例年より遅い時期に開催されたので、チラシに詳細を記載できた
・会場がコンパクトになり、お客さんが回りやすくなった
・細かい受付の対応が決まっていなくて戸惑った

（懇話会）
・心配もあったが、後半は慣れてきて良かった
・懇話会の会場が離れてしまった

【ワークショップについて】
・哲学対話というものに初めて参加しましたが、1人ずつしか話してはいけない、また話さない（沈黙）のも自由というのが新鮮でした。話すことに焦らないで良いので、他の方の意見を傾聴し、反芻してじっくり考える時間になりました。先生が「次回は　夫婦の時間　について掘り下げたら面白いね」と言われていたので、実現すると嬉しいです。
・初めての参加だったが、事前に説明をしてくれたので、参加者の多様な意見を聞くことができて良かった。
・とても勉強になった。傾聴する、思いを共有する、いろいろな角度で体験する事が出来た。自分自身を改めて知ることが出来 また違う角度で 男女共同参画を考えることが出来た。
・もう少し一般参加者を増やす＆来場者を対象に何か訴えるものやことは必要か。
・心配しながら参加したが、色々な人と話ができてよかった。
・「自分時間ってなに？」のテーマに対し、初めは漠然としていたが、みんなとの対話の中でより広くより深く考えることができた。
・各班のファシリテーターのまとめがすばらしく参加者が気負うことなく楽しむことができた。

【市民活動団体による出展について】
・飲食、物販があるのは集客につながるので良いと思います！
・はちみつについて田原市内の各所で作っているのは知らず、勉強になりました。
・蜂蜜の試食をして購入したり、渥農による菜の花油の流出の見学ができたりと体験できるブースはとても良い
・日赤、保護司会のブースを回って話を聞いた。どの団体も真剣に話してくれて気分がよかった。
・もっと、いろいろな団体に出展してもらえるように考えないといけない気がした。（今年は体育館だったので寂しい感があった。それと、マンネリ気味なのでここは打破しなくてはいけないかなと思う。）

【その他意見】

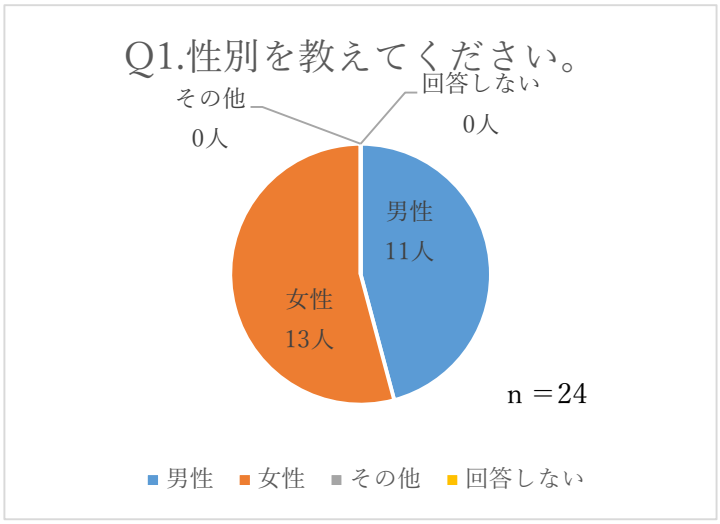
・参加者の年齢層が高いなと感じます。SDGsは、どの年齢層にも普及すべき概念だと思いますが、若年層が少なすぎると思います。
・田原市内の学生でも、廃油問題や海の環境問題に取り組んで活動されている方もいますし、そういう方々へアプローチするなど、若者を巻き込んでいくと効果があるかもしれません。
・男女共同参画についても、中学生の作文やキャッチコピーだけではなく、若年層へのリーチが課題だと感じます。そのためにフェス全体に若年層が来たくなるような内容を増やしたり、発信をしていって頂きたいです。

・アリーナの床シートのつなぎ目は歩行に危険だと感じた。
・出入り口にダスキンのホコリ吸着マットを敷いて、シートは無しにしたらよいと思う。
・冷房の故障は、早く手を打たないと気温が上がって過ごしづらい。早く対応して快適な環境にしてほしい。
・人が少なく感じたが、午前はどうでしたか？参加者がくつろげるスペースや椅子が 2 階ではなく、もう少しあれば良い。
・今年は、ワークショップという事でまた違った角度から男女共同参画を考えるフェスティバルになったと思います。
・意見を出し合える場があることが大切だと思う。
・来年は女性の休日の映画上映を計画に入れてほしい。

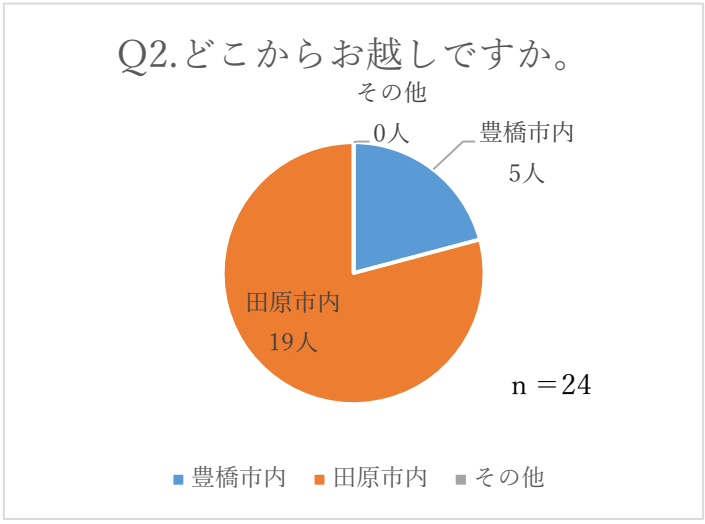
資料1－2

【田原市 SDGsフェスタ 2026　男女共同参画ワークショップ　参加者アンケート結果】

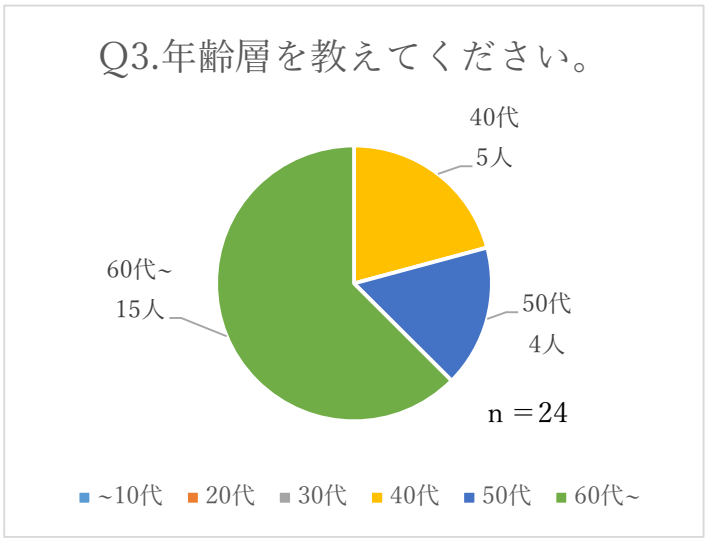
Q1.性別を教えてください。



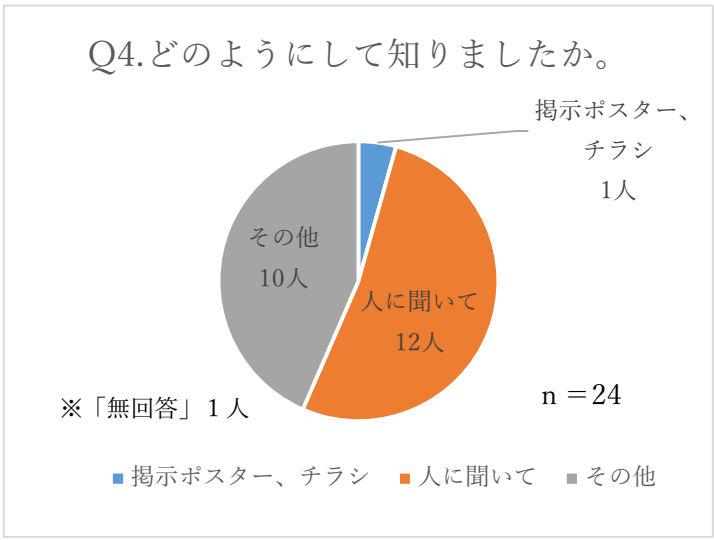
Q2.どこからお越しですか。



Q3.年齢層を教えてください。

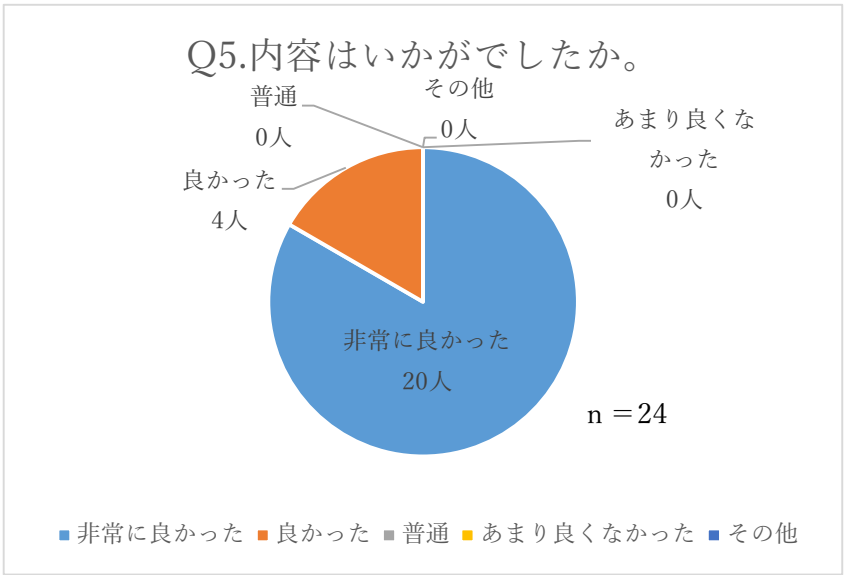


Q4.ワークショップをどのようにして知りましたか。



※「市 HP」、「広報たはら」、「市公式ラインなどの SNS」の回答はありませんでした。

Q5.ワークショップの内容はいかがでしたか。



Q7.イベントへの感想や講師さん、ファシリテーターへのメッセージをお書きください。

【意見（抜粋）】

・ありがとうございました。とっても楽しかったです。
・楽しく参加でき、自分の考えと違う意見が聞けたこと、聞いてもらえてことがよかった。
・短時間で充実した内容だったと思います。ありがとうございました。
・楽しく学び、気付くことができました。ありがとうございました。
・大変楽しいワークショップでした。ありがとうございました。
・皆さんで意見出し合って楽しかったです。
・参加者の多様な意見を聞くことができて、視野が広がりました。
・初めて対応という形式をとりましたがやはりプロのお力を借りるとすごく内容が濃く充実すると思いました。
・初めて哲学対話をさせていただきました。次回もチャンスがあれば参加したい。自分時間として。
・自分時間とは？少しわかったような気がします。
・とても楽しい時間でした。深まりました。
・岩内先生にお会いし自分自身の内面を知る機会を得た感じです。ありがとうございました。
・ありがとうございました。色々なメンバーのお話が聞けて面白かったです。
・義務で参加したイベントですが、とても有意義な自分時間になりました。ありがとうございます。
・じょうずにまとめていただきました。自分時間の観念がすこしかわったかも
・楽しくワークショップができました。岩内先生のお話はとても気づきがあり勉強になりました。ワークショップの中で、あらためて自分自身を知る機会になりました。ありがとうございました。
・とても勉強になりました！お疲れさまでした！
・とても楽しかったです。

Q6.その他ご意見・ご感想があればお書きください。

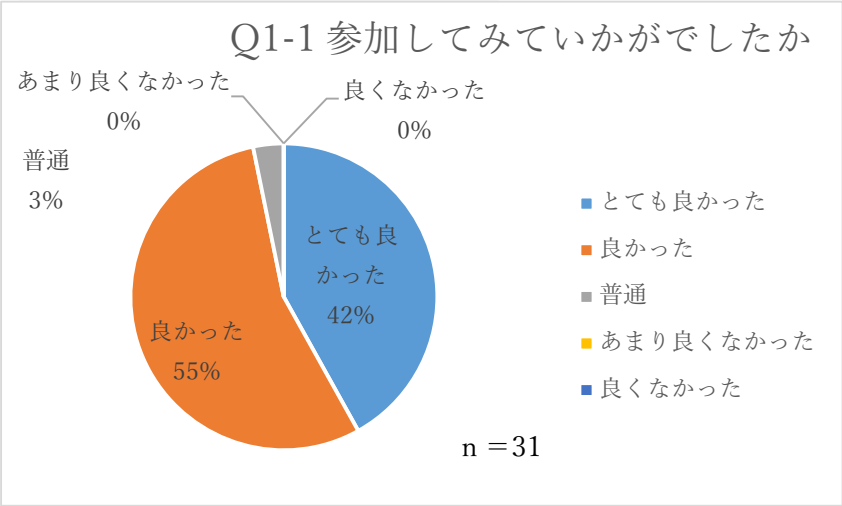
【意見（抜粋）】

・いい勉強になりました。
・来年も別テーマで参加したいです。
・改めて自分時間の大切さを考える時間になりました
・もう少し、一般参加があればと思います
・みなさんとの対話が改めて面白いと思った！
・貴重な時間でした。日頃考えたことのないことを考える良い機会でした。
・また企画をお願いします。ありがとうございました
・自分時間という言葉の意味が参加にとってそれぞれ違いました。
・大変おもしろかったです。
・ワークショップにもっと人数が集まればよかったです。
・多様性と普遍性の両立、これからの社会にとても大事なことだと思います。この活動がもっと広がっていくことを願ってます！

資料1－3

【田原市 SDGsフェスタ 2026　出展者アンケート結果】

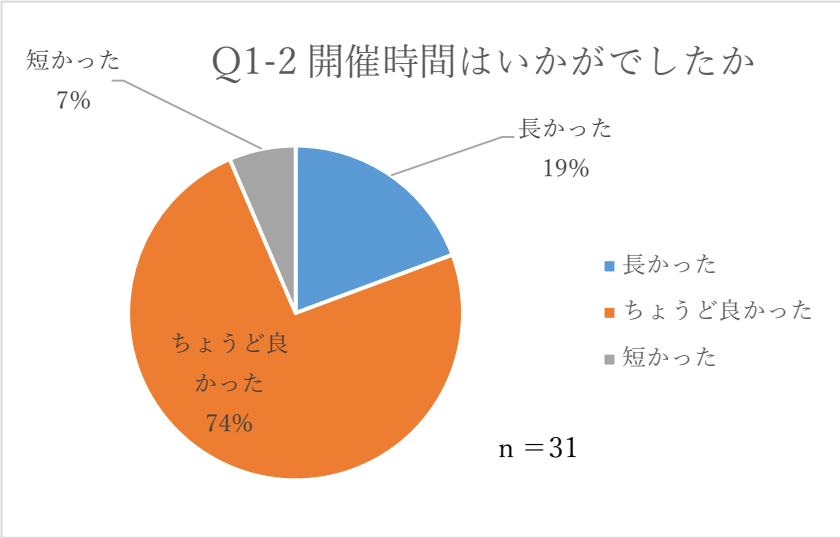
Q1-1 参加してみていかがでしたか。



【意見】

・参加についての意見は特になし。

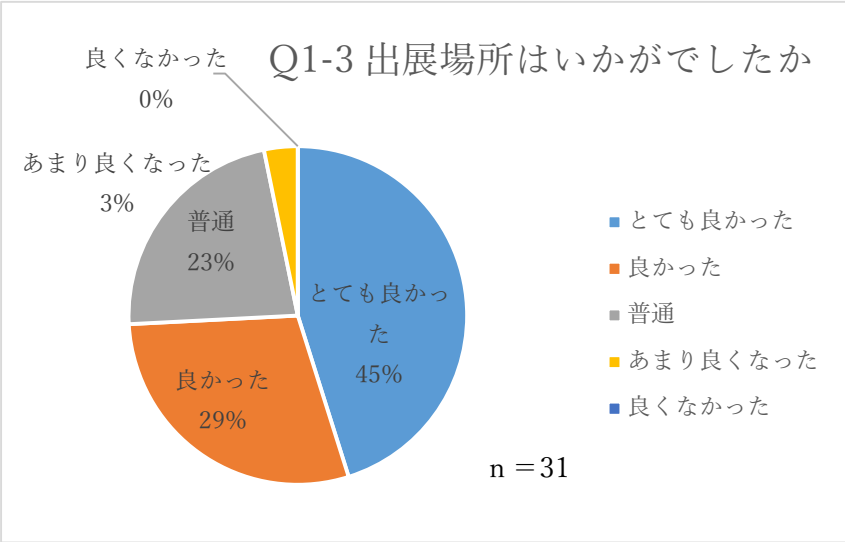
Q1-2 開催時間はいかがでしたか。



【意見】

・時間についての意見は特になし。

Q1-3 出展場所はいかがでしたか。



【意見（抜粋）】

・過去のアトリエより、場所が良く、集客もアップして良かった。

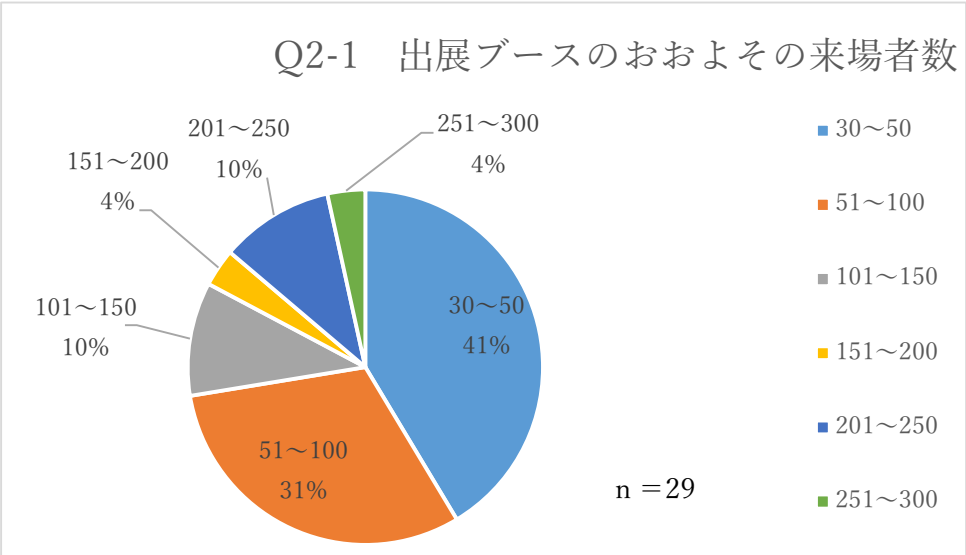
・例年と場所の違いにより難しいところもあったが、慣れればアリーナ開催も良さそう。

・午前中、体育館が蒸し暑くて商品の状態が心配だった。

・昨年度の開催場所と比較し、お客様が回りやすいブース配置であったため、多くの人が訪問してくれた。

・空調機が故障して暑かった。ブースの広さは満足。

Q2-1 出展ブースのおおよその来場者が数について



Q2-2 当日の状況及び成果についてお聞かせください。

【意見（抜粋）】

・初めて、狐面のワークショップを行ったが、みなさん興味をもって、参加してくださった。
小学生から高齢者まで、コミュニケーションを取りながら活動をすることができた。（一般社団法人ほっきょく）

・廃食用油を持ち込みいただいた人数：10 名程度、クイズへの参加人数：50 名程度
（あいち SAF サプライチェーン推進協議会）

・点字体験。点本をさわって文学を確認できていた。（視覚障害者団体さくらんぼ）

・参加者の方々も大変満足されている様子で、良かったです。（中部圏水素・アンモニア社会実装推進会議）

・アンケートやクイズに積極的に参加いただき、楽しんでいただけたと思う。
手洗い教室で手洗いの重要性を理解いただき、食中毒予防の啓発ができた。（愛知県豊川保健所）

・射的ゲームが好評で子供はもちろん大人の方にも体験して頂けました。
午前は人手が多い。（愛知県地球温暖化防止活動）

・多くの方に参加頂きました。ありがとうございました。（一般社団法人環境創造研究センター）

・1時間で用意した材料が無くなった。来年は増やす。（NPO 法人田原菜の花エコネットワーク）

・開店始めに、並ぶ方も相変わらず居られる。暑さを考えて、多いときは少し早くても、会計を後にして入場を考えた。今年の参加者はそんなに多くはおられなかった。（NPO 法人たはら広場）

・相談にいらっしゃった方は、1人だけでした。あとの方は、ラリーのスタンプだけでした。（行政相談委員）

・出店場所が昨年と変わり心配していましたが、昨夜と同じぐらいの成果でした。（ベーカリー立岩）

・昨年完売したので多めに作ってきたが余ってしまった。（Deli Küche）

・前半に集申し、後半ゆったり。昨年よりやや少ない売上でした。（豊市パン）

・多くの方にブースへお立ち寄りいただき、試食や商品説明を通して、はちみつに興味を持っていただくことができました。（丸和養蜂）

・売り上げは多くはなかった。去年までは、文化会館の利用者がついでに来てくださっていたが、今回それはなく、少し残念。（NPO 法人手しごと屋豊橋）
・昨年と比べると訪問される方が少なかったです。（山とも On Your Mark）
・本校の取り組みを紹介することができた。（渥美農業高校）

・燃料電池の実験 60　アンケート 40　　（サーラ E&L 東三河株式会社）
・子供向けのテレビゲームを用意したため、子供連れのお客様が多く、広い年齢層の方へ再生可能エネルギーに対する理解を獲得できたと思う。（中部電力株式会社）

・小学校高学年から幼児まで幅広く子供たちに釣り体験を楽しんでもらいました。体験した子供たちへは記念ストラップを渡して喜ばれました。約 90 個配布。（パナソニックエレクトリックワークス株式会社）

・初めて企業とのコラボで活動を行った。交流を深めることで、次の活動につなげていければいいと思っている。多くの方にブースに来ていただくことができた。（田原市日本赤十字奉仕団）

Q3 準備の方法や開催内容についてご意見があればお聞かせください。

【意見（抜粋）】
・机や椅子、パネルの返却場所がわかりやくなり、片付けがしやすかった。（田原市社会福祉協議会）
・倒さなければアリーナ出入口を通過できないパーテーションは問題だと思います。大変重く危険、使用せずに開催できませんか。（行政相談委員）

・案内や書類提出など、郵送などではなく、PC メール中心にして頂くとありがたいです。（また、PC では QR コード対応できないため）また、説明会ですが1時間早く開催して、1時間早く終了して頂ければありがたいです。
（通勤渋滞にあわないために）　　（愛知県地球温暖化防止活動）

・事前準備をほとんど事務局側でして頂き、こちらとしては大変助かりました。（ベーカリー立岩）
・職員の皆さんのご準備に頭が下がります。
去年までは、映画会があったが、なくなったのは魅力が少し減ったかも。（NPO 法人手しごと屋豊橋）

・納品時、自動車の駐車に少し困りました。（サーラ E&L 東三河株式会社）
・会場と荷積み場（ロータリー）が非常に近く、ブースの設営が非常に楽だった。
来年以降も、アリーナで開催していただきたいと思う。　（中部電力株式会社）

・椅子の数が少なかったので、自分たちの物を倉庫から運び、使用した。
運ばず用意してもらえるとありがたい。開催するイベントの趣旨がはっきりとわからない。
（田原市日本赤十字奉仕団）

Q4 その他、ご意見・ご感想などがございましたらお聞かせください。

【意見（抜粋）】

・きらり宝市に並んでいると支度がしにくい。きらり宝市の整理券をもう少し早目に配って下さい。
（手話サークルでんでん虫）

・エアコン不調と聞いて、どうなることかと思ったが、体育館でイベント、出展者集約はひとつのトライアルの一つで良かったのでは？田原で当たり前の移動図書館は、全国的にも珍しいのですね、と感動されました。それからお手伝いくださった方から、雑誌の数が減っていると言われました。図書館資料購入費の削減が、影響を受けている。残念！ （NPO 法人たはら広場）

・出品の資材の受け入れ、輸送ありがとうございました。（愛知県地球温暖化防止活動）

・様々な出展者さんがいて、子どもと楽しませていただいています。今回も参加できてうれしかった。（Deli Küche）

・宝市が集客のメインかと思いましたので、2 回転にするなど、12:00 状降も来館目的が作れると良いと思いました。お声掛けいただければまた参加したいと思います。（豊市パン）

・体育館の床のシートがどうしても浮き上がり、転んだ人がいた。配慮をお願いしたい。（NPO 法人手しごと屋豊橋）

・各ブースがまとまって配置されており、一体感があって良かった。空調の効きがやや悪く感じた。
来年も同じ場所で開催する場合は、出店者へ扇風機の用意を推奨した方が良い。 アリーナの床面に敷かれていたフロアマットの重なり部分に足を引っ掛けて転びそうになる子供や高齢者を複数回見かけた。このため、多くの人が通行をする場所は、養生テープで転倒防止をする必要があると感じた。（中部電力株式会社）

・赤十字奉仕団にとっては良い PR の場となっている。災害について市民の方に知っていただきたいことなどを伝える場としてはとても良い。 （田原市日本赤十字奉仕団）

資料2

令和９年度田原市ＳＤＧｓフェスタについて（案）
（第１９回男女共同参画フェスティバル）

１　開催の目的

田原市男女共同参画推進プランの目標「みんなが自分らしく輝けるまち・たはら」の実現を目指すための啓発イベント。

市民活動団体が活動の発表をし、団体同士や団体と一般市民が交流することにより、人と人とのネットワーク構築につなげる。

また、参加型のワークショップやパネル展示等により、来場者への意識啓発を図る。

２　令和８年度　田原市ＳＤＧｓフェスタの概要（第１８回男女共同参画フェスティバル）

〇概　要　男女共同参画推進懇話会では、「みんなが自分らしく輝けるまち・たはら」の実現に向けて男女共同参画に対する意識の啓発を目的に、参加型のワークショップや市民活動団体による活動発表、バザー等を実施した。環境部局では、たはらエコ・ガーデンシティ構想の普及啓発を図ることを目的に、ゼロカーボンの推進やＳＤＧｓに関する体験型ワークショップを実施。

市民活動団体・事業者・行政との協働で開催し相乗効果による啓発を図る。

〇主　催　田原市男女共同参画推進懇話会、田原市、たはらエコ・ガーデンシティ地域協議会

〇日　時　令和８年８月２３日（日）10:00～14:00（田原市ＳＤＧｓフェスタとして開催）

〇場　所　田原文化会館

〇内　容　田原市男女共同参画推進懇話会としてワークショップ「自分時間ってなに？」

３　令和９年度　田原市ＳＤＧｓフェスタの概要（第１９回男女共同参画フェスティバル）（案）

（１）男女共同参画フェスティバルについて

〇概　要　田原市 SDGs フェスタとして、男女共同参画や環境に対する意識啓発を図るため、市民活動団体、企業等によるブース出展やワークショップ等を市民活動団体・事業者・行政との協働で開催し、啓発を図る。

〇主　催　田原市男女共同参画推進懇話会、田原市、たはらエコ・ガーデンシティ地域協議会

〇日　時　**令和９年７月２５日（日）**10:00～14:00

〇場　所　田原文化会館（予定）

〇内　容　田原市男女共同参画推進懇話会としてブース出展　等

男女共同参画に対する意識を啓発するための市民活動団体、企業によるブース出展、ワークショップ、販売等

環境に対する意識啓発のための市民活動団体、企業、県等によるブース出展、ワークショップ等

（２）運営体制について

〇懇話会にフェスティバル運営部会を設置する。

①懇話会委員全員が部会メンバーとなり、その中から部会長、副部会長を選出する。

②企画、準備、懇話会ブースの当日運営を運営部会で行う。

③フェスティバル開催までに２回程度の運営部会を開催する。

（３）懇話会出展内容の検討

○フェスティバル運営部会が準備

○参加型のブース出展等

（４）懇話会ブース出展内容検討の留意点等

○ＳＤＧｓに関連付け、エコフェスタとの相乗効果を図りながら、フェスティバルの開催趣旨である『男女共同参画社会の推進』のための内容が充分に伝わる方法を検討する。

○若年層に対して男女共同参画の啓発を行う。

○図書館と連携し、フェスティバル開催日に合わせて男女共同参画関連の本のＰＲをする。

＜参考＞これまでのフェスティバル　（会場：田原文化会館）

第１７回	◆令和７年７月２７日（日）10:00～14:00 男女共同参画懇話会ブース：「シールで投票！みんなで考えよう！避難所の過ごし方」 映画「あまろっく」上映、啓発パネル、令和５・６年度男女共同参画啓発作品の展示 市民活動団体等による出展（ブース・パネル展示、ワークショップ等）
第１６回	◆令和６年７月２８日（日）10:00～14:00 男女共同参画懇話会ブース：「シールで投票！備えていますか？災害に！」 映画「老後の資金がありません！」上映　等 市民活動団体等による出展（ブース・パネル展示、ワークショップ等）
第１５回	◆令和５年７月３０日（日）10:00～15:00 男女共同参画懇話会ブース：参加型出展「シールで投票！家事は誰のもの」 市民活動団体による出展（ブース・パネル展示、ワークショップ等）
第１４回	◆令和４年７月３１日（日）12:45～15:00 講演会：安間優希氏　※オープニングコンサート：視覚障害者団体　さくらんぼ 「性の多様性を知る　～自分らしく輝くために～」 市民活動団体による出展（ブース・パネル展示、ワークショップ等）
第１３回	◆令和３年８月１日（日）12:45～15:00　渥美文化会館（田原文化会館から変更） オープニングコンサート：視覚障害者団体　さくらんぼ 講演会：マミーローズクリニック医師　宮本由記氏 「産婦人科医が語る大人にも知って欲しい現在の性教育」
◆令和２年度　中止	
第１２回	◆令和元年８月２５日（日）10:00～15:30 市民劇団だもん de による演劇公演 「ジェンダーバイアスを越えて　　～気づいてますか、日常でのすりこみ～」 市民活動団体による出展（ブース・パネル展示）
第１１回	◆平成３０年８月２６日（日）10:00～15:30 市民劇団だもん de による演劇公演「波のプリズム～華と雪～」 山内房子ミニコンサート、市民活動団体による出展（ブース・パネル展示）
第１０回	◆平成２９年８月２７日（日）10:00～16:00 映画「この世界の片隅に」上映　　※オープニングにて団体紹介 市民活動団体によるステージ発表 市民活動団体による出展（ブース・パネル展示、ワークショップ等）
第９回	◆平成２８年８月２８日（日）10:00～15:00 映画「奇跡のリンゴ」上映　　※オープニングにて団体紹介 市民活動団体の活動発表 市民活動団体による出展（パネル展示、ワークショップ、フリーマーケット等）
第８回	◆平成２７年８月２４日（日）10:00～16:00 映画「ぼくたちの家族」上映　　※オープニングにて団体紹介 市民活動団体の活動発表

第１回～第７回は市民活動団体の出展、映画上映　等

資料 3-1

田原市男女共同参画推進プランⅢ（案）の策定について

1　計画策定の趣旨

現行の「田原市男女共同参画推進プランⅡ」（平成29年度～令和8年度）は、令和 8 年度に計画期間が終了となるため、現行プランを継承しながら、社会情勢の変化に対応し、「田原市男女共同参画推進プランⅢ」を策定するもの。

2　計画策定の目的及び背景

○平成29年3月策定の「田原市男女共同参画推進プランⅡ」の計画期間が終期を迎える。
・平成29年度から令和8年度（令和4年度に中間見直し）
○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行（令和６年４月）など、社会情勢が変化した。
○国は「第６次男女共同参画基本計画」を策定（令和８年３月）
○県は「あいち男女共同参画プラン 2030」を策定（令和８年３月）

3　計画の位置づけ

○男女共同参画社会基本法に基づく市町村基本計画
○女性活躍推進法に基づく市町村推進計画
○計画の一部が、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV 防止法）に基づく市町村基本計画
○計画の一部が、「困難な問題を抱える女性への支援法に関する法律」に基づく市町村基本計画【新規】

4　計画の期間

令和９年度から令和18年度（10 年間）
※社会情勢の変化等に応じて必要に応じ見直す。

5　目標都市イメージと横断的視点

◆　目標都市イメージ　　『みんなが自分らしく輝けるまち・たはら』

誰もが性別や性的指向・性自認に関わらず個性を活かして活躍できる環境をつくり、自分らしく輝けるまちとなることを目指す。

◆ 横断的視点

すべての推進目標に共通する横断的視点を新たに設定
①ジェンダー平等と多様性の尊重
②誰もが自分らしく暮らせること（ウェルビーイング）
③女性や若者にも選ばれるまち

6　田原市男女共同参画プランⅢの内容

【推進目標Ⅰ】 人権尊重とジェンダー平等の意識づくり（重点テーマ：(1)～(4)）
すべての人が互いの人権を尊重する環境づくりを行うとともに、市民の男女共同参画に対する理解や意識の向上を目指す。

【推進目標Ⅱ】 誰もが参画できるまちづくり　　（重点テーマ：(1)～(5)）
政策・方針決定過程や防災・環境共生・地域づくり・国際交流・多文化共生等のあらゆる分野において女性の参画を促進し、誰もが共に活躍しやすい環境となることを目指す。

【推進目標Ⅲ】 生涯安心の暮らしづくり　　（重点テーマ：(1)～(4)）
生涯にわたる心身の健康と生活の充実をサポートし、誰もがともに生き生きと安心して暮らせる社会を目指します。

【推進目標Ⅳ】 働きやすい場づくり　　（重点テーマ：(1)～(3)）
職場での性差別を解消するとともに、誰もがともに仕事と家庭を両立できるような環境となることを目指します。

推進目標	重点テーマ
Ⅰ 人権尊重とジェンダー平等の意識づくり	(1)すべての人の人権の尊重 (2)男女共同参画教育の充実 (3)男女共同参画の視点に立った社会制度・慣習の見直し、意識の改革 (4)あらゆる世代にとっての男女共同参画
Ⅱ 誰もが参画できるまちづくり	(1)政策・方針決定の過程への女性の参画推進 (2)地域活動における男女共同参画の推進 (3)防災活動における男女共同参画の促進 (4)環境分野への男女共同参画の促進 (5)国際交流・多文化共生への男女共同参画の促進
Ⅲ 生涯安心の暮らしづくり	(1)生涯にわたる心身の健康づくりへの支援 (2)高齢者と障がい者が安心して暮らせる環境の整備 (3)配偶者等からのあらゆる暴力の根絶（田原市 DV 対策基本計画） (4)生活上の困難に直面する人への支援 （困難な問題を抱える女性への支援に関する計画を含む）
Ⅳ 働きやすい場づくり	(1)事業所における性差別の解消・雇用環境の整備 (2)ワーク・ライフ・バランスの推進 (3)女性の多様なキャリア支援

7　スケジュール

R8.5 月	男女共同参画推進懇話会	R8.12 月	パブリックコメントの実施の広報周知
7 月～9 月	庁内ワーキング等による検討	R9.1 月～2 月	パブリックコメントの実施
10 月	男女共同参画推進懇話会	2 月下旬	男女共同参画推進懇話会
11 月	議会報告	3 月	計画策定

田原市男女共同参画推進プラン体系の変更概要　　資料3-2

プランⅡ（平成29年度～令和8年度）

目標都市イメージ
「みんなが自分らしく輝けるまち・たはら」

推進目標	重点テーマ
Ⅰ 人権尊重とジェンダー平等の意識づくり	1 すべての人の人権の尊重
	2 男女共同参画教育・啓発の充実
	3 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣習の見直し、意識の改革
	4 あらゆる世代にとっての男女共同参画
Ⅱ 誰もが参画できるまちづくり	1 政策・方針決定の過程への女性の参画推進
	2 地域活動における男女共同参画の推進
	3 防災（災害復興を含む）、防犯活動における男女共同参画の促進
	4 環境分野への男女共同参画の促進
	5 地域づくり、観光事業、市民との協働事業への男女共同参画の促進 【Ⅱ-2再掲のため 削除】
	6 国際交流・多文化共生への男女共同参画の促進
Ⅲ 生涯安心の暮らしづくり	1 生涯にわたる心身の健康づくりへの支援
	2 高齢者と障がい者が安心して暮らせる環境の整備
	3 パートナーに対するあらゆる暴力の根絶
	4 貧困など生活上の困難に直面する人々への支援
Ⅳ 働きやすい場づくり	1 事業所における性差別の解消・雇用環境の整備
	2 ワーク・ライフ・バランスの推進
	3 農・水産・商工など自営業における男女共同参画の推進
	4 女性のチャレンジ支援

○目標都市イメージは継続する

○全ての推進目標に共通する「横断的視点」を設定
国の第6次計画や県プラン2030を踏まえて位置づけ
（ 女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ ）
（ 女性や若者にも選ばれる地域 ）

変更点と理由

（ 推進目標Ⅰ ） 人権尊重とジェンダー平等

・「パートナーシップ・ファミリーシップ制度の周知」や「性別にとらわれない進路選択の支援」を取組に追加

（ 推進目標Ⅱ ） 防災分野の重点化と再掲の削除

・「防災・防犯」を「防災活動」に重点化

・施策を「多様なニーズに配慮した防災対策の推進」に統合

・重複する「地域づくり…（再掲）」を削除（テーマ数6→5）

（ 推進目標Ⅲ ） 暴力の根絶と困難女性支援

・テーマ名を「配偶者等からのあらゆる暴力の根絶」に改め、「生活上の困難に直面する人への支援」に「困難な問題を抱える女性への支援の充実」を新設

・計画の一部を、新たに「困難な問題を抱える女性への支援に関する計画」として位置づける

（ 推進目標Ⅳ ） 女性の多様なキャリア支援

・「農・水産・商工など自営業における男女共同参画の推進」と「女性のチャレンジ支援」を「女性の多様なキャリア支援」に統合 （テーマ数 4→3）

プランⅢ（案）（令和9年度～令和18年度）

目標都市イメージ
「みんなが自分らしく輝けるまち・たはら」

横断的視点
ジェンダー平等と多様性の尊重／誰もが自分らしく暮らせること（ウェルビーイング）／女性や若者にも選ばれるまち

推進目標	重点テーマ
Ⅰ 人権尊重とジェンダー平等の意識づくり	1 すべての人の人権の尊重
	2 男女共同参画教育の充実 【名称変更】
	3 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣習の見直し、意識の改革
	4 あらゆる世代にとっての男女共同参画
Ⅱ 誰もが参画できるまちづくり	1 政策・方針決定の過程への女性の参画推進
	2 地域活動における男女共同参画の推進
	3 防災活動における男女共同参画の促進【名称変更】
	4 環境分野への男女共同参画の促進
	5 国際交流・多文化共生への男女共同参画の促進
Ⅲ 生涯安心の暮らしづくり	1 生涯にわたる心身の健康づくりへの支援
	2 高齢者と障がい者が安心して暮らせる環境の整備
	3 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶（田原市DV対策基本計画）
	4 生活上の困難に直面する人への支援（「困難な問題を抱える女性への支援に関する計画」）
Ⅳ 働きやすい場づくり	1 事業所における性差別の解消・雇用環境の整備
	2 ワーク・ライフ・バランスの推進
	3 女性の多様なキャリア支援 【統合】

重点テーマ 18 → 16
※計画全体を「女性活躍推進法」の市町村推進計画
※推進目標Ⅲ-3を「DV防止法」に基づく市町村基本計画
※Ⅲ-4の一部を「困難女性支援法」に基づく市町村基本計画 として位置付ける。

懇話会

素案

田原市
男女共同参画推進プランⅢ

2027 ▶ 2036

～みんなが自分らしく輝けるまち・たはら～

田原市

目　　次

第１章　計画の背景

第１項　男女共同参画社会の動向

第１節　世界の動き……1

第２節　国内の動き……1

第３節　田原市の現状……2

第２項　男女共同参画施策推進の要請

第１節　国・県の計画等……3

第２節　田原市の取組……4

第２章　基本方針

第１項　計画の内容

第１節　計画の趣旨……5

第２節　計画の構成……5

第３節　計画の性格……5

第４節　計画の期間……5

第２項　目標都市イメージ……7

第３項　推進目標……8

体系図……9

第３章　推進目標を達成するための取組

第１項　人権尊重とジェンダー平等の意識づくり

第１節　すべての人の人権の尊重……10

第２節　男女共同参画教育の充実……12

第３節　男女共同参画の視点に立った社会制度・慣習の見直し、意識の改革……15

第４節　あらゆる世代にとっての男女共同参画……16

第２項　誰もが参画できるまちづくり

第１節　政策・方針決定の過程への女性の参画推進……18

第２節　地域活動における男女共同参画の推進……21

第３節　防災活動における男女共同参画の促進……22

第４節　環境分野への男女共同参画の促進……23

第５節　国際交流・多文化共生への男女共同参画の促進……24

第３項　生涯安心の暮らしづくり
第１節　生涯にわたる心身の健康づくりへの支援……27
第２節　高齢者と障がい者が安心して暮らせる環境の整備……29
第３節　配偶者等からのあらゆる暴力の根絶（田原市DV対策基本計画）……31
第４節　生活上の困難に直面する人への支援
（困難な問題を抱える女性への支援に関する計画を含む）……35
第４項　働きやすい場づくり
第１節　事業所における性差別の解消・雇用環境の整備……37
第２節　ワーク・ライフ・バランスの推進……38
第３節　女性の多様なキャリア支援……41

第４章　推進体制
第１項　推進体制の整備
第１節　推進体制と進行管理……44
第２項　市の推進体制……45

参考資料
１　男女共同参画関係データ集……46

第1章　計画の背景

第1項　男女共同参画社会の動向

◆◇　第1節　世界の動き

国連は、「平等・開発・平和」を目標に 1975 年（昭和 50 年）を「国際婦人年」、続く 10 年を「国連婦人の 10 年」と定め、女性差別をなくし男女平等を確立する国際的な取組が前進しました。

1980 年（昭和 55 年）のコペンハーゲン会議では、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の署名式が行われ、女性の地位向上のための様々な運動が展開されてきました。2015 年（平成 27 年）の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、17 の持続可能な開発目標（SDGs）※1 の一つとして、ジェンダー※2 平等を実現するための目標を位置づけ、誰一人として取り残さないことを目指して取り組むことが宣言されています。

最近では、2025 年（令和7年）に第 69 回国連女性の地位委員会が開催され「北京宣言及び行動綱領」採択30周年の節目に、これまでの進捗の再検討やジェンダー平等の実現に向けた取組を一層加速させるための宣言がなされるなど、女性の地位向上を目指した取組が積極的に進められています。

しかし、世界経済フォーラムが公表する「ジェンダー・ギャップ指数」における日本の順位は、2026 年（令和8年）は調査対象 145か国中 117 位で、主要 7 か国（G7）では最下位となっており、国際的にみて依然として大きな格差が残されています。

◆◇　第2節　国内の動き

我が国では、国際婦人年を受けて 1975 年（昭和 50 年）に「婦人問題企画推進本部」が設置され、1977 年（昭和 52 年）に国内行動計画が策定されました。その後、1985 年（昭和 60 年）に、男女雇用機会均等法の制定や民法、国籍法の改正などを経て、女子差別撤廃条約を批准しています。

そうした中、1999 年（平成 11 年）には、男女共同参画社会の形成に関する基本理念や国・地方公共団体・国民の責務を定めた「男女共同参画社会基本法」が施行され、翌年、同法に基づき「男女共同参画基本計画」が策定されました。以降、計画を見直しながら、2026 年（令和 8 年）3 月 13 日には「第 6 次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、男女共同参画社会の実現に向けての取組が進められています。

2015 年（平成 27 年）には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法）という。」が成立し、社会全体で女性の活躍に向けた動きが拡大してきました。

2022 年（令和 4 年）5 月には、困難な問題を抱える女性への支援と福祉の増進を図るために必要

な事項を定める「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立し、2024 年(令和 6 年)4月に施行されました。

愛知県においては、2001 年(平成 13 年)に「あいち男女共同参画プラン 21 ～個性が輝く社会をめざして～」を策定し、2002 年(平成 14 年)には男女共同参画社会の実現に向けた県民・事業者・県の取組の基本的な方向を明らかにした「愛知県男女共同参画推進条例」が施行されました。その後、2026 年(令和8年)に「あいち男女共同参画プラン 2030 ～自分らしく輝ける、多様性に富んだ社会をめざして～」が策定され、総合的かつ計画的な推進が続けられています。

また、2024 年(令和6年)4月には、多様性を認め合い、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくりの実現に向け、「愛知県ファミリーシップ宣誓制度」が開始されています。

◆◇　第3節　田原市の現状

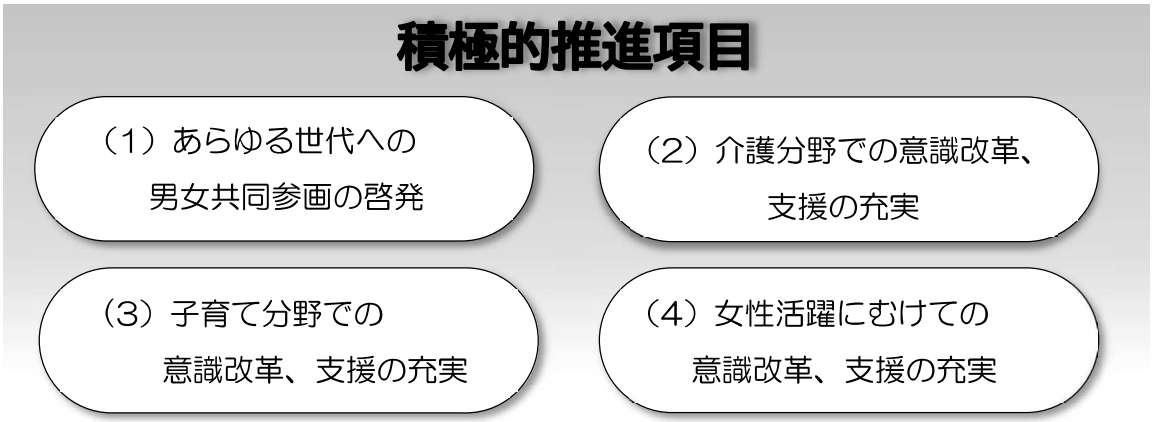
田原市の女性の就業率は 64.8%の水準にあり、全国・愛知県や周辺都市と比較しても高い就業率となっています。女性就業者の産業別構成を都市比較すると、田原市は第 1 次産業の割合が他都市に比べて際立って高いことが特色となっています。農業生産が活発であるため、農業が主要な女性就労の場となっており、家族経営協定※3 の締結を推進しています。

男女共同参画に関する市民アンケート調査(令和 7 年 8 月)では、「男女共同参画の認知度」の設問には、「知らなかった」が 23.3%、「男女共同参画社会という言葉は聞いたことがあった」が 35.1%で、「内容を含め詳しく知っていた」、「だいたい知っていた」を合わせると 40.2%でした。

「男女共同参画社会の推進のために力を入れていくべきこと」という設問には、「男女平等を目指した法律・制度の制定や見直しを行う」の割合が 24.4%と最も高く、次いで「家庭の中での固定的役割分担の見直し(男性は仕事、女性は家事・育児)」が23.8%、「女性を政策決定の場に積極的に登用する(仕組みをつくる)」が 23.6%となっています。

また、「男女共同参画社会の実現に支障がある主な要因」については、「家庭において家事・育児・介護などを女性の役割とする意識があること」が 34.0%と最も高く、令和 3 年度調査(28.4%)より増加し、次いで「社会全般に男性優位の考え方や慣行が根強いこと」の割合が 17.8%となっています。

以上のアンケート結果などから、田原市では男女共同参画の推進のために、次の4項目を積極的に推進していくことが必要であると考えています。



第2項　男女共同参画施策推進の要請

◆◇　第1節　国・県の計画等

国において、2026 年（令和 8 年）3 月 13 日に閣議決定された「第 6 次男女共同参画基本計画」の主な内容は次のとおりです。

第6次男女共同参画基本計画

＜男女共同参画社会として目指すべき社会＞

① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

＜基本計画において改めて強調している視点＞

① 性別にかかわらず全ての人にとって働きやすい環境づくりと女性の所得向上・経済的自立に向けた取組を一層推進する。その基盤として、両立支援（育児、介護、健康、学び等）、多様で柔軟な働き方の推進、長時間労働の是正、DXによる働き方改革・生産性向上、ハラスメント対策及びリ・スキリングを促進する。
② 誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会を目指すため、国際的水準も意識しながら、男女共同参画社会基本法第2条第2号に定められている積極的改善措置（ポジティブ・アクション）や、人材登用・育成を強化する必要がある。
③ 各地域の実情を踏まえた男女共同参画の取組を促進し、更に女性が活躍でき、暮らしやすい地域づくりを後押しするため、都市部・地方における課題を踏まえた、雇用の場の創出、起業支援、非正規雇用の処遇改善と正規転換、男女間賃金格差の是正、固定的な性別役割分担の解消・慣行の見直し、教育分野の取組、国・地方公共団体・産業界・市民社会の連携や取組の横展開等の各地域における男女共同参画を推進する。
④ テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえ、テクノロジー関係施策のジェンダー主流化＊と男女共同参画施策を進める上でのテクノロジーの利活用促進を車の両輪として進め、ジェンダード・イノベーション＊を推進し、テクノロジーの進展が男女共同参画社会に与える負の側面に留意した安全・安心な利用環境の整備に取り組む。
⑤ 性犯罪・性暴力や配偶者等への暴力等の多様な暴力が男女共同参画社会の実現を妨げていることを踏まえ、ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者の尊厳を回復するための支援の充実に取り組む。
⑥ 社会的・経済的な男女間の格差が生活上の困難を固定化・複合化していることを背景に、多様かつ複合的な困難を抱える女性に対して困難な状況が固定化・連鎖しないようきめ細かな支援に取り組む。
⑦ 大規模災害での男女共同参画の視点の浸透の必要性が再認識されたことも踏まえ、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興対策の徹底。
⑧ 税制や社会保障制度を始めとする社会制度や慣行が、実質的に男女にどのような影響を与えるのか常に検討され、経済社会情勢を踏まえて不断に見直されることが男女共同参画社会の形成のために重要であり、持続可能な活力ある我が国社会を次世代に引き継ぐためには、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を確保するとともに、制度・慣行が男女の社会活動の選択にできる限り中立なものとする必要。

また、愛知県において、2026 年（令和 8 年）3 月に策定された「あいち男女共同参画プラン 2030」は以下のとおりです。

あいち男女共同参画プラン 2030
～自分らしく輝ける、多様性に富んだ社会をめざして～

＜重点目標＞
① あらゆる分野における女性の活躍の促進
② 男女共同参画社会に向けての意識改革
③ 安心・安全に暮らせる社会づくり

こうした国、県の計画や「男女共同参画社会基本法」及び「愛知県男女共同参画推進条例」に基づいて、男女共同参画社会を実現するために、市町村・企業・各団体が、お互いに協力して男女共同参画について取り組んでいくことや、一人ひとりの理解と実践が求められています。

◆◇　第2節　田原市の取組

田原市では、2007 年(平成 19 年)に「田原市男女共同参画推進プラン」を策定し、同年 7 月には、第 1 回田原市男女共同参画推進懇話会を開催し、市内の男女共同参画社会の推進を目指し、地域、福祉・医療、教育、産業等の各分野からの委員が意見交換を行っています。2008 年(平成 20 年)からは、懇話会が主催となって、市民活動団体の出展・交流会や、女性の生き方等をテーマとした映画上映会等を行う男女共同参画フェスティバルを開催し、市民への啓発に取り組んできました。現在も、この懇話会を核として「田原市男女共同参画推進プラン」の施策についての進捗状況を確認しながら、男女共同参画の推進に取り組んでいます。

また、2005 年(平成 17 年)4月に、次世代育成支援対策推進に関する特定事業主行動計画を策定し、2017 年(平成 29 年)3 月に、計画を改定しました。2016 年(平成 28 年)には女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画を策定しました。さらに、2022 年(令和4年)3 月には、二つの特定事業主行動計画を統合した「田原市特定事業主行動計画」を策定しました。

その後、2026 年(令和 8 年)3月に改定が行われ、第2次田原市特定事業主行動計画」として策定されました。その中で重点課題として掲げた課題に対し、数値目標を掲げ、女性職員の活躍を推進するための取組を実施しています。

2022 年(令和 4 年)4 月には、一方又は双方が性的少数者である2人が人生のパートナーであることを市長に宣誓し、市がその宣誓書を受理したことを認める「田原市パートナーシップ制度」を導入しました。同年 5 月には東三河 5 市において、「パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定」を締結して、制度利用者が東三河 5 市間で転出入した際の宣誓制度手続きの簡素化が図られました。

2026 年(令和 6 年)4 月には、「田原市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」として拡充を図るとともに、「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」への参加などを実施し、周知を行っています。

第2章　基本方針

第1項　計画の内容

◆◇　第1節　計画の趣旨

本市では、2017 年（平成 29 年）3月に策定した「田原市男女共同参画推進プランⅡ」に基づき、「みんなで自分らしく輝けるまち・たはら」を目標都市イメージに市民・学校・地域・事業所・市が協働して男女共同参画の推進に取り組んできました。

令和 8 年度の計画期間終了にあたり、男女共同参画に関する市民アンケート調査の結果や、国の「第 6 次男女共同参画基本計画」、県の「あいち男女共同参画プラン 2030」の趣旨を踏まえ、「田原市男女共同参画推進プランⅢ」を策定しました。

◆◇　第2節　計画の構成

この計画は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱として、本章において本計画の性格、計画期間、目標都市イメージの実現のための 4 つの推進目標を、第 3 章において市民等の役割と市の推進施策を示し、第 4 章において今後の推進体制について記述しています。

◆◇　第3節　計画の性格

○ この計画は、市民・学校・地域・事業所・各種団体・行政等が目標都市イメージの実現のための各主体の役割や市の推進施策を記載しています。

○ この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づく、市町村基本計画です。

○ この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進計画）」第 6 条 2 項に基づく市町村推進計画として位置づけます。

○ この計画の一部は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV[※4] 防止法）」第 2 条の 3 第 3 項に基づく市町村計画として位置づけます。

○ この計画の一部は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」第8条の 3 に基づく市町村基本計画として位置づけます。

○ また、市の最上位計画である第2次田原市総合計画においても、男女共同参画の推進は、市民環境分野の施策として位置づけています。

◆◇　第4節　計画の期間

この計画の期間は、令和 9 年度から令和 18 年度までの 10 年間とします。なお、計画の内容については社会情勢の変化や計画の進捗状況、国や県の動向等により、必要に応じて見直しを行うものとします。

（参考）

第2次田原市総合計画の市民環境分野において、男女共同参画の推進は、SDGs の理念や目標が位置づけられています。この計画においても各取組を SDGs と関連付け、推進します。

【第2次田原市総合計画】

うるおいと活力あふれるエコガーデンシティ～みんなが幸せを実現できるまち～

（市民環境分野）

○市民協働・男女共同参画の推進



【田原市まち・ひと・しごと創生総合戦略】

【田原市男女共同参画推進プランⅢ】

みんなが自分らしく輝けるまち・たはら



DV対策基本計画・女性活躍推進計画

第2項　目標都市イメージ

「みんなが自分らしく輝けるまち・たはら」

男女共同参画社会基本法では、「男女共同参画社会の形成」を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義しています。

市の最上位計画である第2次田原市総合計画（市民環境分野）においては、「すべての人が互いの人権を尊重し、自分らしく暮らせるよう、市民・団体・事業者と行政とが連携・協働し、男女共同参画の実現」を目指しています。

本市におけるジェンダー平等の実現に向けた取組は道半ばではありますが、あらゆる場面において固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みなどを解消し、誰もが性別や性的指向・性自認に関わらず、個性を活かして活躍できる環境をつくり、若者や女性にも選ばれるまちとなることが求められています。

この計画では、それらの実現のために「みんなが自分らしく輝けるまち・たはら」を目標都市イメージとし、男女共同参画社会の実現を目指しています。

第3項　推進目標

目標都市イメージの実現を目指し、推進目標を次のとおりとします。この推進目標を達成するため、第3章で具体的な取組を掲げます。

また、すべての推進目標に共通する横断的な視点として、次の3点を重視して取組を進めます。

○　ジェンダー平等と多様性の尊重：性別、性的指向・性自認、国籍、障がいの有無などにかかわらず、一人ひとりの個性と人権が尊重されること

○　誰もが自分らしく暮らせること（ウェルビーイング）：一人ひとりが希望する生き方・働き方を選択し、心身ともに健やかに暮らせること

○　女性や若者にも選ばれるまち：女性や若い世代が働きやすく、地域の意思決定に参画でき、住み続けたいと思えるまちであること

推進目標Ⅰ

人権尊重とジェンダー平等の意識づくり

すべての人が互いの人権を尊重する環境づくりを行うとともに、市民の男女共同参画に対する理解や意識の向上を目指します。

推進目標Ⅱ

誰もが参画できるまちづくり

政策・方針決定過程や防災・環境共生・地域づくり・国際交流・多文化共生等のあらゆる分野において女性の参画を促進し、男女が共に活躍しやすい環境となることを目指します。

推進目標Ⅲ

生涯安心の暮らしづくり

生涯にわたる心身の安心安全及び健康と生活の充実をサポートし、男女共に生き生きと安心して暮らせる社会を目指します。

推進目標Ⅳ

働きやすい場づくり

職場での性差別を解消するとともに、男女が共に仕事と家庭を両立できるような環境となることを目指します。

体　系　図

目標都市イメージ　「みんなが自分らしく輝けるまち・たはら」		
横断的視点 ①ジェンダー平等と多様性の尊重　②誰もが自分らしく暮らせること（ウェルビーイング）　③女性や若者にも選ばれるまち		
推進目標	**重点テーマ**	**推進施策**
Ⅰ　人権尊重とジェンダー平等の意識づくり	**１　すべての人の人権の尊重**	（１）人権に対する啓発活動の充実
		（２）女性や家庭の問題、子どもに対する虐待等の相談体制の充実
	２　男女共同参画教育の充実	（１）家庭・地域における男女共同参画教育の促進
		（２）学校における男女共同参画教育・啓発の促進
	３　男女共同参画の視点に立った社会制度・慣習の見直し、意識の改革	（１）男女共同参画阻害要因についての問題提起
	４　あらゆる世代にとっての男女共同参画	（１）さまざまな世代への男女共同参画の啓発
Ⅱ　誰もが参画できるまちづくり	**１　政策・方針決定の過程への女性の参画推進**	（１）委員・役員等への女性の登用の推進
		（２）職場における女性の活躍の推進
		（３）人材育成
	２　地域活動における男女共同参画の推進	（１）地域活動への男女共同参画の推進
		（２）地域づくり、観光事業、市民との協働事業への男女共同参画の促進
	３　防災活動における男女共同参画の促進	（１）多様なニーズに配慮した防災対策の推進
	４　環境分野への男女共同参画の促進	（１）環境分野での意思決定過程への女性参画の促進
		（２）地域における環境学習の推進や地域団体活動の支援
	５　国際交流・多文化共生への男女共同参画の促進	（１）国際的な男女共同参画に関する情報の収集及び提供
		（２）男女共同参画への理解を養う国際交流の促進
		（３）市民参画による国際交流・多文化共生の促進
		（４）在住外国人の生活支援
Ⅲ　生涯安心の暮らしづくり	**１　生涯にわたる心身の健康づくりへの支援**	（１）多様な性の理解と女性の身体に関する自己決定権の尊重
		（２）妊娠・出産等に関する健康支援
		（３）生涯を通じた心身の健康維持と増進
	２　高齢者と障がい者が安心して暮らせる環境の整備	（１）高齢者の自立支援
		（２）障がい者への総合的支援
		（３）介護保険・高齢者福祉サービスの充実
	３　配偶者等からのあらゆる暴力の根絶（田原市ＤＶ対策基本計画）	（１）ＤＶの正しい知識や予防のための啓発活動
		（２）ＤＶ被害者の安全確保と自立支援の充実
		（３）相談業務の充実と関係機関との連携
	４　生活上の困難に直面する人への支援（困難な問題を抱える女性への支援に関する計画を含む）	（１）ひとり親家庭への生活支援内容及び制度の充実
		（２）困難な問題を抱える女性への支援の充実
Ⅳ　働きやすい場づくり	**１　事業所における性差別の解消・雇用環境の整備**	（１）事業所に対する男女共同参画に関する啓発
		（２）非正規労働者の雇用環境の整備の促進
	２　ワーク・ライフ・バランスの推進	（１）仕事と家庭の両立支援の啓発
		（２）子育て支援
		（３）女性へのデジタル就業支援
	３　女性の多様なキャリア支援	（１）農林水産業等の担い手育成と経営支援
		（２）起業、ＮＰＯ・ボランティア等の活動発足の支援
		（３）子育てや介護等でいったん仕事を中断した女性の再チャレンジ

第3章　推進目標を達成するための取組

第1項　人権尊重とジェンダー平等の意識づくり

◀趣旨▶

すべての人が互いに人権を尊重し、性別、性的指向※5・性自認※6 にとらわれず、その個性や能力を十分に発揮できるような社会の実現が必要です。そのために、女性や子ども、性的マイノリティ※7 に対する暴力をなくし、自分を大切にし、誰もがお互いの人権を尊重できるような環境づくりを目指します。

また、市民が社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）に関わる問題に気づき、それにとらわれた慣習・慣行を変えていくよう、男女共同参画に対する理解・意識の向上を目指します。特に、子どもや若者への意識啓発を充実させ、男女共同参画社会の裾野拡大を図ります。

◆◇　第1節　すべての人の人権の尊重

現在でも、人々の意見や行動、社会の慣行の中にはいまだに女性や性的マイノリティに対する差別や偏見が残されています。特に、「男は仕事、女は家庭」に代表されるような固定的な性別役割分担意識が、男女や多様な性をもつ人々が同じく人権を尊重される男女共同参画社会の実現の大きな妨げとなっています。また、市民アンケート調査によると、実際にセクシュアル・ハラスメント※8 などの性別に起因する人権侵害を経験したことがある人がいることがわかっています。

女性に関する様々な権利※9 や性の多様性※10 について、広く啓発を行うなどして、自分を大切にし、誰もがお互いの人権を尊重することにより、あらゆる暴力をなくし、お互いに手を携えて共に生活を送ることができる環境づくりが必要です。

1. 推進施策

(1)人権に対する啓発活動の充実

（関係課等：企画課、地域福祉課、生涯学習課）

すべての人の人権が尊重され、各人が能力と個性を発揮しあう男女共同参画社会の実現と、誰もが自らのSOGI[※11]を尊重し、異なる価値観を互いに認め合い、自分らしく生きることのできる社会を目指し、啓発活動を実施します。

取組	概要
男女共同参画関連講座等の開催・支援	男女共同参画に関する講座・講演会等を開催・支援する。
人権に対する広報・啓発活動	広報「たはら」への情報掲載、「人権週間」の周知、小中高等学校訪問や啓発を実施する。
性的マイノリティへの理解促進	広報「たはら」やホームページ等における啓発を行う。
「パートナーシップ・ファミリーシップ制度」の周知	田原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度[※12]の普及・啓発を図る。

(2)女性や家庭の問題、子どもに対する虐待等の相談体制の充実

（関係課等：地域福祉課、子育て支援課）

女性や家庭の問題に対し、専門機関と連携しながら、相談しやすい体制を整え、問題の早期解決、再発防止、援助体制の強化に努めます。また、子どもに対する虐待の防止を進めるとともに、虐待にあった子どもの心身のケア等、救済についても各種関係機関等と連携し対応していきます。

取組	概要
家庭相談事業	家庭相談員を配置し、家庭や児童の養育等に関する相談対応を行う。
児童虐待防止対策事業	関係機関と連携し、支援が必要な家庭を把握し、児童虐待を未然に防止するために必要な支援を行う。 虐待に関する市民啓発を実施し、児童虐待の早期発見・早期対応を図る。
心配ごと相談所開設	行政相談、法律相談、家庭相談、女性相談、母子相談、障がい者相談、人権相談等を実施する。

2. 各主体の役割

①市民の役割

・誰もが良きパートナーとしてお互いの人権を尊重します。

・女性や子ども、性的マイノリティに対するあらゆる暴力に関心を持ち、暴力の無い快適な生活環境

づくりを目指します。

・人権侵害や暴力の被害にあったときは、悩まず相談します。

・あらゆる暴力から身を守る方法を身につけます。

・虐待を受けている（疑い含む）児童を発見したときは、速やかに市又は児童相談センターに通告します。

②事業者・各種団体の役割

・誰もがお互いの人権を尊重できるような職場環境づくりに努めます。

・セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進、相談体制の支援を進めます。

・虐待を受けている（疑い含む）児童を発見したときは、速やかに市又は児童相談センターに通告します。

③市の役割

・男女共同参画に関する各種啓発や情報提供、人権問題についての相談受付等を行います。

・男女共同参画に関する学習の機会を提供します。

・関係機関と連携し、児童虐待を防止するための支援をします。

◆◇　第2節　男女共同参画教育の充実

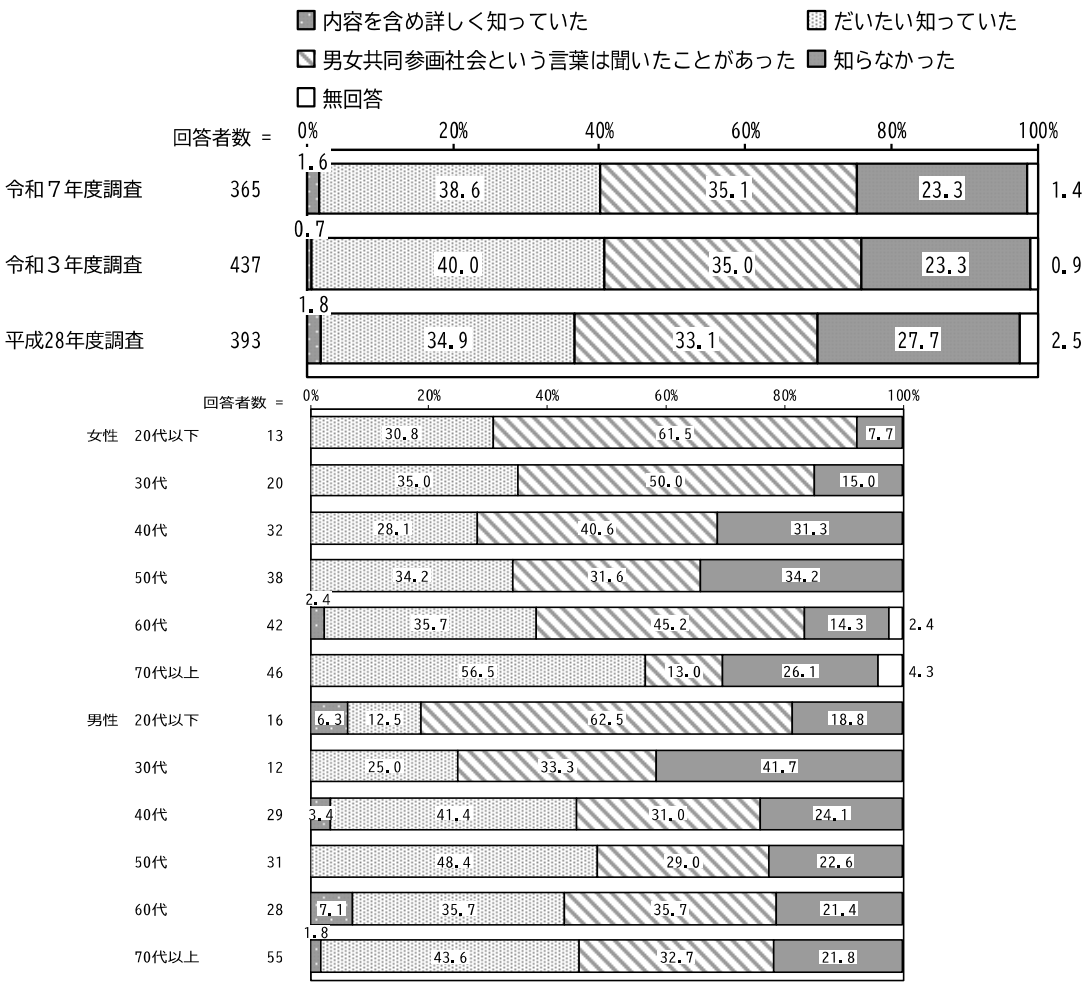
男女共同参画社会を実現するには、市民アンケート調査で男女共同参画の認知度が低かった年齢層を始め、すべての市民が男女共同参画についての認識を持つことが必要です。そのために、家庭・学校・地域・職場等の社会のあらゆる場における教育・学習の果たす役割は重要です。特に、家庭では親や祖父母世代の価値観が子どもに影響を与えることから、性別にとらわれることなく、子どもの個性を大切にする考え方の定着が必要です。学校では、一人ひとりの個性や能力を伸ばすとともに、自らの生き方などを考え、主体的に将来を選択できるようなジェンダー平等の意識をはぐくむ教育を実践することが重要です。

また、以下のように市民の意識をしっかり把握し、効果的に意識改革をする必要があります。

○ 認知度が低い年齢層を対象とする啓発と参加にも配慮した各種講座や学習機会の充実。

○ 市民アンケートで男性が優遇されているとされる「社会通念・慣習・しきたりなど」「家庭生活の場」「職場」の分野への重点的な啓発。

■男女共同参画の認知度（R7年度市民アンケート調査）



1. 推進施策

(1)家庭・地域における男女共同参画教育の促進

（関係課等：企画課、生涯学習課）

家庭における子育ては、子どもの意識の醸成に大きく影響を与えることから、子育てをする親等に対し、男女共同参画の視点に立った子育ての意識啓発や学習機会の提供に努めます。また、地域において、男女共同参画の意識の向上を図り、地域活動への参加を促進するため、広報・啓発を行うとともに、学習機会の提供に努めます。

取組	概要
青少年健全育成事業	青少年健全育成推進協議会、少年補導委員会等との連携による家庭教育及び青少年の健全育成を推進する。
若年層等対象啓発事業	若年層等を対象とする広報を行う。

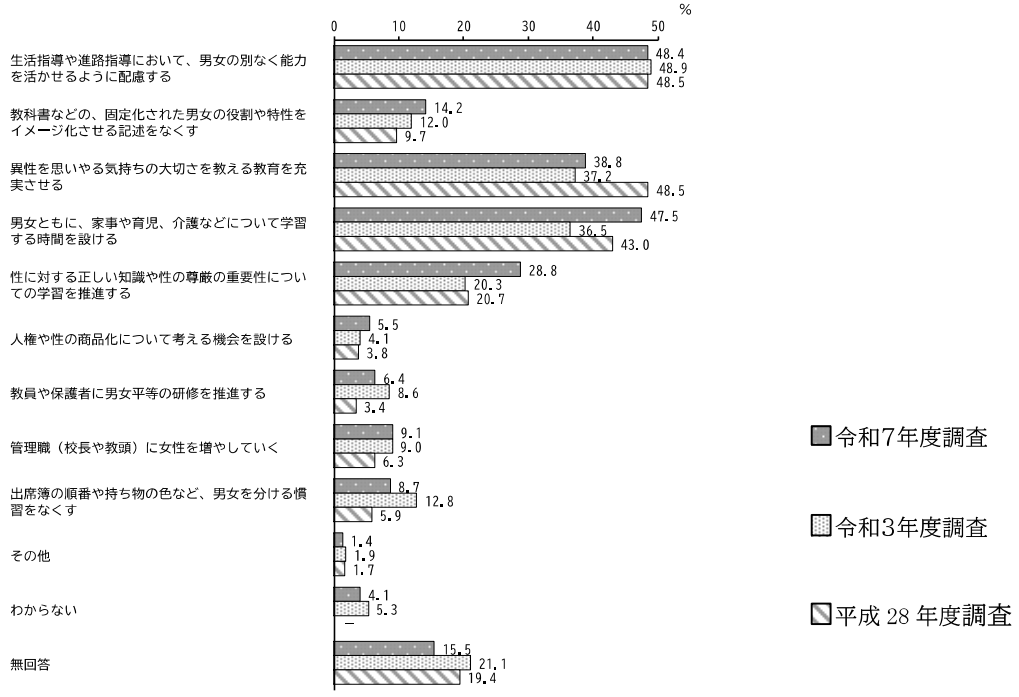
(2)学校における男女共同参画教育・啓発の促進

（関係課等：生涯学習課、学校教育課）

市民アンケート調査では、「男女平等の意識を育てるために、学校教育ではどのようなことに力を入れるべきか」との設問には、「生活指導や進路指導において、男女の区別なく能力を活かせるように配慮する」の割合が最も高く、次いで、「男女共に、家事や育児、介護などについて学習する時間を設ける」、「異性を思いやる気持ちの大切さを教える心の教育を充実させる」の割合が高くなっているため、そうしたアンケート結果に配慮した学校教育を推進します。

取組	概要
小中学校家庭教育講演会	小中学校での児童・生徒及び親を対象とした家庭教育・健全育成等の講演会・講座等の開催を支援する。
教科・道徳科・特別活動等での実践	児童・生徒の発達段階に応じ、社会科、家庭科、道徳科、特別活動など学校教育全体を通じ、人権の尊重や男女の平等、男女相互の理解、協力の重要性などについて指導の充実を図る。
進路選択の支援	性別にとらわれず個性と能力に応じた進路を選択できるよう、キャリア教育や情報提供を行う。

■男女平等の意識を育てるために学校教育で必要なこと（R7年度市民アンケート調査）



2. 各主体の役割

①市民の役割

・社会的な性差別の問題点について関心を持ち、学習します。

・性別にとらわれない生き方について考えてみます。

・学校のジェンダー平等教育に関心を持ちます。

・男女共同参画の視点に立った講座等に積極的に参加します。

②市の役割

・すべての人の人権を尊重する豊かな心を育て、自ら学び考える教育を推進します。

・学校におけるジェンダー平等の取組を実践します。

・家庭、地域、学校等における男女共同参画の学習機会や情報を提供します。

◆◇　第3節　男女共同参画の視点に立った社会制度・慣習の見直し、意識の改革

市民アンケート調査では、「社会通念・慣習・しきたりなど」において「男性が優遇されている」と感じる人の割合が高くなっています。その他、男女共同参画社会の実現に支障がある要因として「家庭において家事・育児・介護などを女性の役割とする意識があること」が 34.0％と最も高く、前回調査より増加しています。

家庭・地域・職場等の中に根づくジェンダーの不平等を解消するために、啓発活動を通して問題提起し、慣習や制度の見直しについて広く呼びかけを行っていくことが必要です。その際、誰もが潜在的に持っているアンコンシャス・バイアス[※13]の存在を認識したうえで、取組を進めます。

1. 推進施策

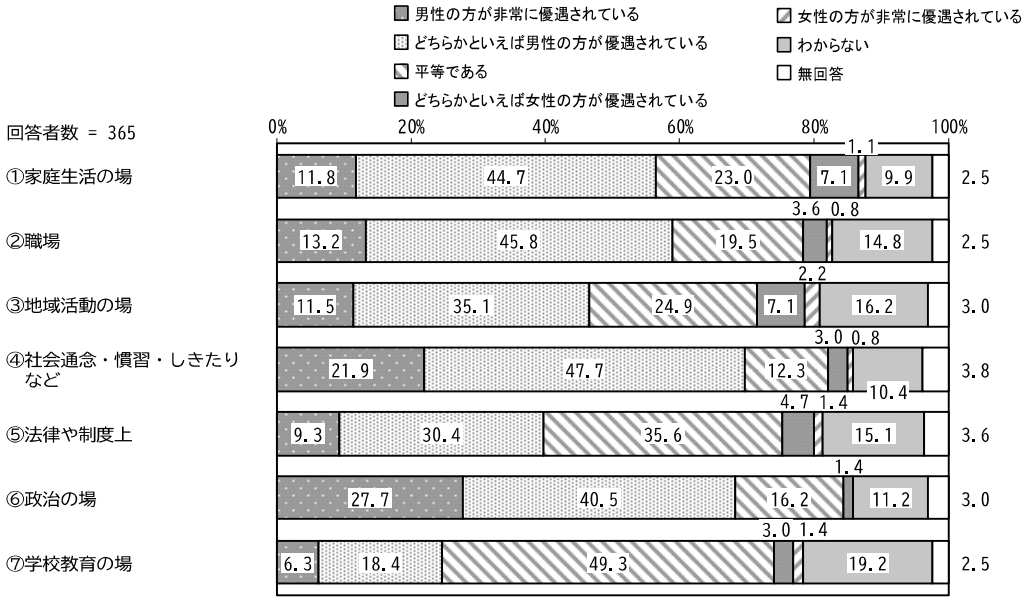
(1)男女共同参画阻害要因についての問題提起

（関係課等：企画課）

市民一人ひとりの男女共同参画意識を高めるため、家庭・地域・職場等における伝統的慣習や慣行などについて問題提起をし、それを改善するための意識啓発に努めます。

取組	概要
アンコンシャス・バイアスの解消	家庭・地域・職場におけるアンコンシャス・バイアスに気づくきっかけとなる情報を提供する。

■各分野における男女平等意識（R7年度市民アンケート調査）



2. 各主体の役割

①市民の役割

・「男は仕事、女は家庭」といったような性別による差別が、家庭や地域の中にないか見直し、改善します。

②事業者・各種団体の役割

・男女共同参画の視点に立って偏った社会通念や慣習、しきたり等を見直し、改善します。

③市の役割

・偏った慣習及びアンコンシャス・バイアス[※9]等を見直すきっかけづくりを行います。

◆◇　第4節　あらゆる世代にとっての男女共同参画

男女共同参画社会の形成には、性別、性的指向・性自認にとらわれず誰もが理解を深めることが重要です。また、次世代を担う子どもと若者に積極的にアプローチし、男女共同参画の裾野拡大を図ります。

推進施策

(1)さまざまな世代への男女共同参画の啓発

（関係課等：企画課、学校教育課）

取組	概要
男女共同参画の啓発	子どもから高齢者まで幅広い世代が男女共同参画を身近に感じられるよう、さまざまな方法で意識啓発を行う。特に、固定的な役割分担意識が負担として表れやすい子育て世代や男性を対象とした啓発に力を入れる。

2. 各主体の役割

①市民の役割

・ 男女共同参画は特定の人に関係するものと考えず、それぞれの立場で、家庭や学校など身近な男女共同参画について考えてみます。

②市の役割

・子ども、若者等、あらゆる世代の男女共同参画社会への理解が進むよう啓発を行います。

■評価指標

「第 1 項　人権尊重とジェンダー平等の意識づくり」の評価指標

評価指標名	R7 年度調査	目標	把握方法
男女共同参画の認知度（市全体）	「内容を含め詳しく知っていた」「だいたい知っていた」 計 40.2%	「内容を含め詳しく知っていた」「だいたい知っていた」 計 50%以上	市民アンケート調査
固定的役割分担意識	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」との考え方に反対の人の割合 計 54.0%	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」との考え方に反対の人の割合 計 60%	市民アンケート調査
各分野におけるジェンダー平等意識	「平等」の割合 ①家庭 23.0%	「平等」の割合の向上 30% 以上	市民アンケート調査
	②職場 19.5%	25% 以上	
	③地域活動 24.9%	30% 以上	
	④社会通念等 12.3%	15% 以上	
	⑤法律や制度 35.6%	40% 以上	
	⑥政治 16.2%	25% 以上	
	⑦学校教育 49.3%	60% 以上	

第2項　誰もが参画できるまちづくり

◂趣旨▸

政策方針決定過程や行政・防災・環境共生・地域づくり・国際交流等の社会のあらゆる分野へ意欲ある多様な人々が共に参画することを促進します。

平成 23 年 3 月の東日本大震災後は特に地域のつながり、絆の大切さが再認識されています。防災や防犯活動などをはじめとする地域活動に参画し、地域力を高めましょう。また、女性や若者が地域の様々な活動に主体的に参画できる、暮らしやすく魅力ある地域づくりを進めることは、若い世代の定着にもつながります。

◆◇　第1節　政策・方針決定の過程への女性の参画推進

地域社会を代表する立場である、市議会議員、行政の委員、地域団体の代表者・役員等は、女性の割合が少なく、方針決定の過程への女性の活躍は十分とはいえない状況にあります。

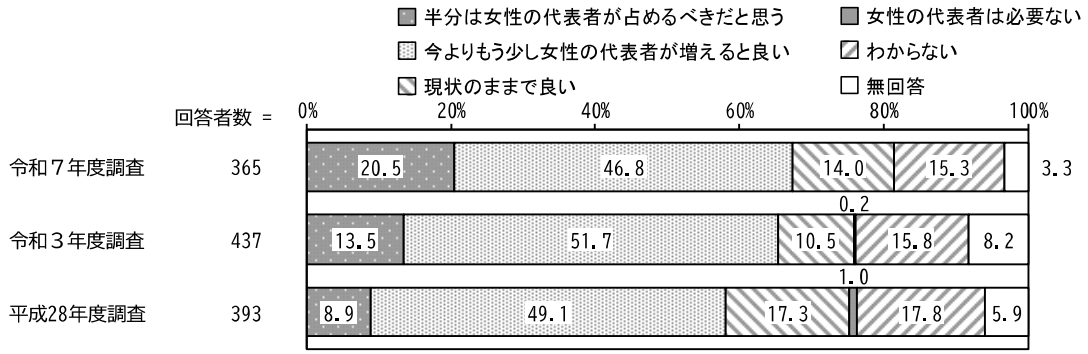
本市の政治・行政における女性の参画状況は、審議会・委員会等における女性登用率が23．29％（令和 8 年 4 月現在）です。また、市役所職員の採用は、近年、女性も多いものの、市役所の女性職員の管理監督職の比率は32．0％（令和 8 年 4 月現在）となっています。

一方、市民アンケートでも、「半分は女性の代表者が占めるべきだと思う」「今より女性の代表者が増えると良い」を合わせた“女性代表者が増えるとよい” という意見が約 7 割です。

希望する女性が代表者の立場になりやすい環境を整え、様々な意見を反映した方針決定が行われるようにする必要があります。

なお、代表者・役員の登用には意見が偏らないようジェンダーバランスに配慮することが大切です。

■施策づくりへの女性の参画に関する考え（R7年度市民アンケート調査）



1. 推進施策

(1)委員・役員等への女性の登用の推進

（関係課等：全課室）

女性と男性が共に参画し、住民の意見が平等に反映されるように、審議会、委員会等へ意欲と能力のある女性の登用を推進します。

取組	概要
審議会、委員会等の女性の登用推進	審議会、委員会等の女性登用率の目標を 30％程度に設定する。 審議会、委員会等の職務指定の委員構成の見直し及び公募委員枠の拡大を図る。 審議会、委員会等の登用率のフォロー調査を実施し、女性委員のいない審議会等の解消に努める。
男女共同参画関連講座等の開催・支援（再掲）	男女共同参画に関する講座・講演会等を開催・支援する。
女性人材リストの作成、人材の活用	地域における女性リーダーを発掘、育成するとともに、女性人材リストを作成し、その人材を活用する。

(2)職場における女性の活躍の推進

（関係課等：企画課、人事課、商工課）

企業・団体・行政等について、意欲と能力ある女性の採用や管理・監督者への登用を促進するとともに、女性が能力を十分に発揮できる環境づくりに努めます。

取組	概要
市職員の女性管理職の登用推進	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく特定事業主行動計画に基づき、女性管理職の登用を推進する。また、女性の登用状況を公表する。
教職員の女性管理職の登用推進	教員の管理職に占める女性の割合をさらに高めていくため、管理職にふさわしい人材の育成に努める。
企業における女性活躍の推進	企業における女性の能力発揮のためのポジティブ・アクション※14 の取組を促進する。
市職員のワーク・ライフ・バランス※15 の推進	一斉退庁デーの徹底により、長時間労働を抑制する。また、有給休暇の取得促進を呼びかけ、仕事と家庭生活の両立を支援する。

(3)人材育成

（関係課等：企画課、情報政策課）

社会のあらゆる分野において、指導的地位に女性が占める割合の目標を実現するために、継続就業やワーク・ライフ・バランス※15 等の環境整備を進めるとともに、研修・育成を含めた幅広い

支援等の取組を進めます。

取組	概要
各種団体活動の推進	県等の研修情報等を提供し、女性団体や自主グループなどそれぞれの団体の主体性を活かした活動を推進する。
女性リーダーの育成・支援	愛知県が開催する「愛知県男女共同参画人材育成セミナー」への受講者を募集し、地域での活躍を支援する。
女性デジタル人材※16 の育成・支援	テレワークなどの新しい働き方を実現するため、デジタル分野のスキルの取得・向上のための講座・研修会の参加を支援する。

2. 各主体の役割

①市民の役割

- 意思決定過程の場への女性の参画を積極的に働きかけます。
- 審議会等の委員の一般公募に積極的に応募します。
- 男女共同参画関連の講座、研修会等に積極的に参加します。
- 身近な女性が社会に参画することを後押ししていきます。

②事業者・各種団体の役割

- 女性が能力を十分に発揮できる環境づくりに努めます。
- 意欲と能力のある女性の、代表者・役員、管理・監督者への登用を進めます。
- 女性の人材育成に努めます。

③市の役割

- 審議会・委員会等や職員の管理・監督者への女性登用を促進します。
- 男女の意見が平等に反映されるよう、委員等の男女比がなるべく偏らないように働きかけます。
- 教職員の管理職への女性登用を促進します。
- 市役所が他の職場に率先して、仕事と育児・介護等との両立ができる職場環境を整えるために、時間外勤務の抑制や各種休暇制度等の利用を促進します。

◆◇　第2節　地域活動における男女共同参画の推進

「地域」は、私たちの生活のもっとも基礎的でかつ重要なコミュニティと言えます。助け合いによる地域コミュニティをつくるには、住民一人ひとりが積極的に地域活動に参画する必要があります。男性も女性も地域づくりに参加し、さまざまな立場の人に配慮した、地域コミュニティをめざしましょう。

1. 推進施策

(1)地域活動への男女共同参画の推進

（関係課等：行政課）

誰もが積極的に地域活動に参画できる仕組みづくりを進めます。

取組	概要
地域活動への男女共同参画の推進	地域活動の中心となるコミュニティ団体等の活動に、誰もが積極的に参加できる環境づくりを推進する。

(2)地域づくり、観光事業、市民との協働事業への男女共同参画の促進

（関係課等：企画課、観光課）

地域の産業、歴史・文化、豊かな自然を新たな視点で見直し、まちづくり、観光事業を進めます。また、女性の人材育成や活動支援を通して、市民との協働事業を促進します。

取組	概要
各種会議等への女性の登用促進	地域づくりや観光事業に関連する各種会議等への女性の登用を促進する。
地域づくり団体等への支援	社会参加活動やNPO活動を含む女性が活躍する地域づくり団体等の活動を支援する。
女性や若者の地域づくりへの参画促進	女性や若者が地域づくりや観光事業に主体的に参画できる機会をつくり、活躍する姿を発信することで、女性や若者に選ばれるまちづくりにつなげる。

2. 各主体の役割

①市民の役割

・ まちづくりや地域づくりに関心をもち、地域活動に積極的に参加します。

・ 自治会活動や地域のリーダーは男性がやるものと決めつけず、誰もが積極的に参加します。

・ 普段からコミュニケーションが図られるように自治会活動に参加します。

②地域団体の役割

・ 自治会運営等において、女性の意見が反映される仕組みをつくります。

・ 女性の参加が促されるような組織の運営を考えます。

・ 女性や若者が参加しやすいきっかけづくりをします。

③市の役割

・ 地域コミュニティや協働事業における男女共同参画を推進・支援します。

・ 男女の意見が平等に反映されるよう、委員等の男女比がなるべく偏らないように働きかけます。

◆◇　第3節　防災活動における男女共同参画の促進

防災対策は、多様な被災者のニーズの違いを理解して進める必要があり、避難所運営、救助・救出、災害復興など様々な場面で女性の視点が欠かせないものとなっています。このような課題を解決するためには、女性や性的マイノリティが、意思決定の場などに参画することが求められます。また、災害時においても、性暴力や DV などジェンダーに基づく暴力を予防するための取組や、被害者が安心して相談できる体制づくりも求められます。

災害時に、男女共同参画の視点からの災害対応や避難所運営等をスムーズに行うために、普段から男女共同参画担当と防災担当で連絡調整を行っておくことが大切です。

地域コミュニティにおける自主防災活動に参加し、日頃からつながりの強い地域づくりを進めましょう。

1. 推進施策

(1)多様なニーズに配慮した防災対策の推進

（関係課等：防災対策課）

被災・復興時の諸問題を解決するため、多様な被災者のニーズに十分配慮した地域防災計画等を策定する必要があります。

そのため防災を担う組織全般において女性の参画を進めることで、多様な視点や意見を反映しやすい環境づくりに努めます。

また、災害復興にあたるボランティア、NPOとの連携を図り、男女共同参画の視点に配慮した復興支援が行われるように努めます。

取組	概要
多様な被災者に配慮した防災施策の推進	女性や多様な被災者のニーズに配慮した防災計画やマニュアルの策定等を推進する。また、防災に関する政策・方針決定過程及び避難所運営会議棟に女性が積極的に参加できる環境整備を支援する。
女性視点の防災知識の習得促進	女性視点の防災知識を習得してもらうため、防災講演会の講師への女性の登用を促進する。
自主防災活動への女性の参画促進	地域における防災訓練や講習会等への女性の参画を促進する。避難所運営に女性が積極的に参加できる体制づくりを促進する。

2. 各主体の役割

①市民の役割

・ 自主防災活動、防災に関するワークショップ、研修会等に積極的に参加します。

・ 地域ぐるみで防犯活動に取り組み、安心・安全なまちづくりをめざします。

②市の役割

・ 多様な性の人々の視点に配慮した防災活動・防犯活動を推進・支援します。

◆◇　第4節　環境分野への男女共同参画の促進

環境と共生する豊かで持続可能な地域づくりを目指した「たはらエコ・ガーデンシティ推進計画」をさらに進めていくためには、市民一人ひとりがエコライフに取り組み、環境負荷の軽減に努めるとともに、環境に対する理解・意識の高揚、地域環境力を高めることが大切です。そのためには豊かな知識や経験がより広く生かされるよう環境分野において男女共同参画の視点から活動を支援します。

1. 推進施策

(1)環境分野での意思決定過程への女性参画の促進

（関係課等：環境政策課、廃棄物対策課）

環境に関する女性の豊かな知識や経験を十分活かすため、環境分野での事業の各段階における意思決定過程への女性の参画を拡大します。

取組	概要
環境分野の会議等への女性の登用促進	環境分野に女性の経験等を活かすために会議等への女性の登用を促進する。

(2)地域における環境学習の推進や地域団体活動の支援

（関係課等：企画課、環境政策課、廃棄物対策課）

環境分野に関する情報の提供や交流の場の提供等の事業を推進し、地域における環境学習の推進や地域団体の活動を支援します。

取組	概要
地体における環境啓発活動	地域団体の主催する環境学習のための講座・イベント等を支援する。

2. 各主体の役割

①市民の役割

・ 環境分野の会議等の一般公募に積極的に応募します。

・ 環境美化活動、環境学習の講座・イベント等に積極的に参加します。

②地域団体の役割

・ 環境美化活動、環境学習のための講座・イベントを積極的に開催します。

③市の役割

・ 環境分野における男女共同参画の意識の浸透を図ります。

◆◇　第5節　国際交流・多文化共生への男女共同参画の促進

男女共同参画社会の実現は、日本のみならず、世界共通の課題でもあります。このため、各国の参画をめぐる現状と取組などの情報を収集し、市民に周知を図る必要があります。また、国際交流を通じて広い視野を持ち、多様な考え方への理解を養うことも求められています。

田原市にはおよそ2,124人の外国人が生活しています。（令和 8 年7月末現在、男性820人、女性1,304 人）地域レベルで多文化共生を推進し、男女共同参画の視点での国際交流・協力などを支援していきます。

外国人市民は、言語や文化・価値観の違いなどから生活上の様々な困難を抱えやすい状況にあり、特に女性は、離婚等によりひとり親世帯になった場合など、より複合的に困難な状況に置かれやすく、必要な支援を受けることができるよう、多言語での情報提供などに配慮する必要があります。

1. 推進施策

(1)国際的な男女共同参画に関する情報の収集及び提供

（関係課等：企画課、広報秘書課）

国連の男女共同参画の活動や各国の男女共同参画をめぐる現状や取組などの情報を収集するとともに、市民に提供し、市民がより広い視野、男女共同参画に関する視点を養うことができるように努めます。

取組	概要
国際的な男女共同参画に関する情報の収集及び提供	国際的な男女共同参画に関する情報を収集し、市民に提供する。 広報「たはら」等へ国際的な男女共同参画に関する情報を掲載する。

(2)男女共同参画への理解を養う国際交流の促進

（関係課等：広報秘書課）

本市の姉妹都市や友好都市との交流及び国際協力を通して、市民の国際理解を推進し、国際性や男女共同参画への理解を養います。

取組	概要
姉妹・友好交流、国際協力事業	姉妹都市と友好都市との交流（行政交流・中学生派遣事業《教育委員会》）を進める。 JICA等各種研修生を受け入れる。

(3)市民参画による国際交流・多文化共生の促進

（関係課等：広報秘書課）

市民団体による国際交流活動を促進し、活動団体への多様な人々の参画を支援します。

取組	概要
国際交流・多文化共生関係団体支援	国際交流・多文化共生関係団体の実施する関連事業への支援・後援を行う。

(4)在住外国人の生活支援

（関係課等：広報秘書課）

多言語や「やさしい日本語」による情報提供や日本語教室の充実等を行い、外国人の地域コミュニティへの参加を支援します。

取組	概要
在住外国人支援事業	各課において作成する生活に必要な情報（ごみ収集カレンダー、防災マップ等含む）を多言語等にして在住外国人に伝える。 生活に必要な日本語を習得するため、日本語教室を実施する。 DV、セクハラ、離婚、介護など外国人の相談に対応できる体制の整備を図る。

2. 各主体の役割

①市民の役割

・ 国際交流・多文化共生事業に積極的に参加して、それぞれの個性や能力を発揮し、男女共同参画の理解を深めます。

②国際交流団体の役割

・ 男女共同参画の視点を持った国際交流・多文化共生の活動をします。

③市の役割

・ 男女共同参画の視点を活かした国際交流・多文化共生の推進、市民活動支援を行います。

■評価指標

「第 2 項　誰もが参画できるまちづくり」の評価指標

評価指標名	R8 現状値（R7 現状値）	目標	把握方法
審議会、委員会等への登用促進	合計 審議会等（地方自治法第 202 条の 3） 24.29%（23.7%） 委員会等（地方自治法第 180 条の 5） 17.95%（17.95%）	30%以上	市調査
市役所の女性職員の登用促進	市職員の管理監督職に占める女性の割合 32.0%（32.6%）	35%以上	市調査
教員の管理職への登用促進	教員の管理職に占める女性の割合 31.8%（31.8%	40%以上	教育委員会調査
現在の地域活動の参加状況	第5章データ集（P48）参照	参加率上昇	市民アンケート調査

第3項　生涯安心の暮らしづくり

◂趣旨▸

すべての人が自らの理想とする生き方を選択し、仕事も含め、生きがいのある生活を送るために、一人ひとりが男女の身体的性差等を含め、性や健康について正しい知識・情報を持ってそれぞれのライフステージに応じて心身の健康を維持・向上させていくことが重要です。

高齢者や障がい者を社会全体で支える各種福祉サービスの充実及び社会参画の機会の充実を目指します。

また、ひとり親家庭の個々の態様に応じた自立支援等を通じて、生涯にわたる心身の健康と生活の充実を目指します。

◆◇　第1節　生涯にわたる心身の健康づくりへの支援

乳幼児期から高齢期までを視野に入れ、市民が健康管理とライフサイクルに応じた健康づくりに取り組めるよう、総合的な健康づくりのための支援をする必要があります。特に女性は、月経、妊娠・出産、更年期など、ライフステージごとに特有の健康課題に直面することがあり、望まない離職や働き方に支障が生じる状況を招くこともあります。仕事と健康の両立を図るためには、男女それぞれの健康課題の特性について職場での理解を促進するとともに、検診の活用や相談体制の整備が重要です。

1. 推進施策

(1)多様な性の理解と女性の身体に関する自己決定権の尊重

（関係課等：健康課、学校教育課）

一人ひとりが互いの性と健康について理解し、尊重しあうことができるように意識啓発に努めます。

女性が身体的、精神的、社会的により自分らしく生きられるように、安全で満足できる性生活、子どもを産むかどうか、いつ産むか、何人まで産むかを自分自身で決める自由など、自分の身体と性について決めるのは自分自身だということへの理解の普及と意識啓発に努めます。

誰もが自らの SOGI を尊重し、LGBT[※17] など、性的マイノリティへの理解と社会的認知への意識啓発に努めます。

取組	概要
女性の身体に関する自己決定権の尊重に関する意識啓発	自分の身体と性について決めるのは自分だということへの広報等による意識啓発、セミナー等の開催による情報提供や知識の習得を支援する。
健康相談	性に関する相談、正しい理解の促進や健康不安解消を図る。
学校での性教育の充実	発達段階に応じた性教育を充実させ、正しい知識を身につけ自分を大切だと思える教育を推進する。
学校での命の学習	小中学校と赤ちゃんとのふれあい体験や小中学生の妊婦体験等を通して、子どもの命の大切さを学ぶ機会を充実させる。

(2)妊娠・出産等に関する健康支援

（関係課等：健康課、親子交流館）

女性が安心して妊娠・出産や子育てができるよう、妊娠届出時から支援を開始し、家庭訪問や各種相談、教室の開催、妊産婦・乳幼児健康診査など母子保健の充実に努めます。また、男女問わず、妊娠前から性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促す取り組みであるプレコンセプションケアの普及啓発に努めます。

取組	概要
健康診査の実施	妊産婦乳児・4 か月児・1 歳 6 か月児・3 歳児健康診査、むし歯予防教室を実施する。
育児相談	乳幼児・妊産婦を対象とした健康相談、栄養相談、母乳相談、離乳食相談、歯科相談を実施する。
予防接種	乳幼児、児童生徒を対象とした予防接種を実施する。
家庭訪問	新生児・乳幼児・妊産婦のいる家庭へ訪問し、保健指導・身体計測・相談等支援を行う。
健康教育	中学生・高校生に対してプレコンセプションケアの講座を実施する。

(3)生涯を通じた心身の健康維持と増進

（関係課等：健康課）

市民一人ひとりが健康づくりに関する自己管理能力を高めるよう、それぞれのライフステージ※18に応じた健康課題に対する知識の普及啓発や健康づくりを推進します。

取組	概要
健康診査及びがん検診の受診推進	健康診査、人間ドック、各種がん検診、骨粗しょう症健診、歯の検診について受診の推進を図る。
健康教育	病態別教室、運動教室、一般健康講座等を実施する。

2．各主体の役割

①市民の役割

・ 健康支援事業に積極的に参加します。

・ 多様な性と健康を理解し、お互いの性と健康を尊重します。

・ 自分や家族の健康の保持に努めます。

②教育関係者の役割

・発達段階に応じた性教育を充実させ、正しい知識を身につけ自分を大切だと思えるような教育を推進します。

③市の役割

・多様な性の違いや健康づくりへの理解促進を図ります。

・各種健康診査やがん検診や予防接種などを実施します。

◆◇　第2節　高齢者と障がい者が安心して暮らせる環境の整備

これからの社会において、高齢者・障がい者が社会への参画機会を持ち、自立し生き生きと安心して暮らせる環境整備が必要となっています。

現在、高齢者・障がい者の介護負担は家族、とりわけ女性に偏っており、社会全体で支える介護保険制度、障害者総合支援法※における福祉サービスの提供などにより社会的に支援する必要があります。

今後、高齢化や共働き世帯の増加により、介護を担いながら働く「ワーキングケアラー」がさらに増加すると見込まれます。すべての働く人が介護を理由に離職することなくキャリアを形成できるよう、仕事と介護の両立に向けた環境整備が重要となってきています。

※「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 25 年 4 月 1 日施行）

1. 推進施策

（1）高齢者の自立支援

（関係課等：高齢福祉課、生涯学習課、スポーツ課、東三河広域連合）

高齢者に対し、社会参加、スポーツや学習活動への参画機会の提供や、能力活用の環境の整備などの支援を進め、高齢者の自立を支援します。

取組	概要
高齢者の生きがいづくりと健康づくり推進事業	しおさい大学、歩け歩け運動、高齢者スポーツ、趣味のグループ活動等を実施する。
老人クラブ活動	社会参加やスポーツをしたり、教養を高めたりする組織を運営する。
介護予防活動	介護予防教室の開催や地域の介護予防活動の支援をする。

※介護保険事業は、東三河広域連合にて実施されています。

(2)障がい者への総合的支援

（関係課等：地域福祉課）

障がい者に対し、地域生活の充実、社会活動への参画機会の提供や、能力活用の環境整備等の支援を進め、総合的な支援を行います。

取組	概要
地域生活支援事業	障がいのある方の就業支援を始め、生活全般の相談支援を行う。

(3)介護保険・高齢者福祉サービスの充実

（関係課等：高齢福祉課、東三河広域連合）

高齢者が安心して生活できる環境整備と家族の負担軽減、精神的支援等を推進します。

取組	概要
介護教室	家族介護教室、認知症介護教室を開催する。
介護保険事業	介護保険事業計画に基づき、介護保険サービスを充実させ、介護者の負担を軽減する。
高齢者福祉サービス	高齢者が安心して生活できるよう高齢者福祉サービスを充実する。

※介護保険事業は、東三河広域連合にて実施されています。

2. 各主体の役割

①市民の役割

・積極的に高齢者・障がい者との交流の場に参加します

・高齢者や障がい者の社会参加、スポーツ等を支援します。

・男性も積極的に介護に参加します。

・多様な人々がともに介護を支えます。

②地域の役割

・高齢者の介護等を地域で支えます。

③事業者の役割

・高齢者・障がい者の就業を支援します。

④市の役割

・高齢者の自立支援や障がい者への総合的支援、各種福祉サービスの補完・充実を図ります。

◆◇　第3節　配偶者等からのあらゆる暴力の根絶（田原市DV対策基本計画）

DV や、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントを始めとした各種ハラスメントは、重大な人権侵害であり、個人の尊厳を害し、ジェンダー平等の実現の妨げとなっています。男女が対等なパートナーとしてともに活躍できる社会を築いていくためには、暴力は絶対に根絶しなければなりません。

市民アンケート調査において、DV経験者は12．6％に上り、被害者は男性よりも女性に多い傾向があります。また、DV被害について相談できた人は約3割に止まっています。

その背景には、性別役割分担意識や経済的な格差などに根ざした社会的・構造的問題があります。また、男性や性的マイノリティ、子供、高齢者、障がい者、外国人等に対する多様な被害者への配慮も必要です。さらに、DV の多くは、個人や家庭の問題であると認識される傾向もあり、被害の深刻化や、児童虐待につながる恐れもあります。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正により、市町村にも配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置が必要となります。

さらに今後は、個人の尊厳を尊重し、配偶者等からのあらゆる暴力を容認しない社会の実現に向け、DV被害者の相談や保護、自立支援や加害者の更生を助ける取組の推進・充実が求められます。

1. 推進施策

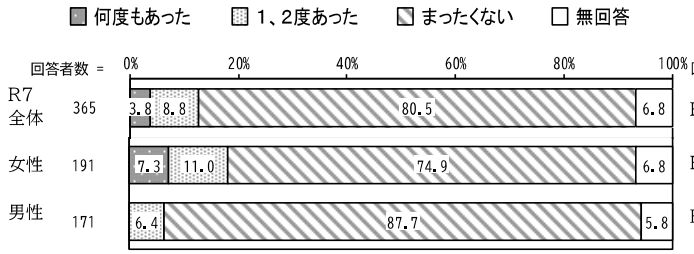
(1)DVの正しい知識や予防のための啓発活動

（関係課等：子育て支援課、行政課）

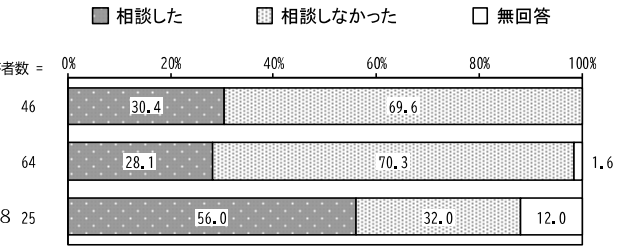
DV や性暴力、あらゆるハラスメント等の防止につながるよう正しい知識を広く啓発し予防に努めます。

取組	概要
広報啓発活動による普及	DV や性暴力、ハラスメント等の予防と根絶に向けた意識啓発を行う。

■ これまでに配偶者やパートナー、恋人からのDV 被害（身体的暴力、精神的暴力、性的暴力）をいずれか1つでも受けたことがあるか。



■ DV被害にあったことがある人のうち、DV被害にあったとき、誰かに相談したか



(2)DV被害者の安全確保と自立支援の充実

（関係課等：子育て支援課）

関係者からの情報提供や通報についての理解の浸透を図るとともに、関係機関と連携して被害者の安全を図ります。被害者支援に当たっては、暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応する必要があります。

取組	概要
関係者による通報の周知	市民や保健・医療・福祉関係者に対して、「DV防止法」に基づく通報についての周知・定着を図る。
DV被害者の安全確保	関係機関と連携し、緊急一時保護を実施し、被害者の安全を確保する。
DV被害者の支援にかかる情報の取り扱いへの留意	住民基本台帳のほか、国民健康保険、介護保険、児童手当など、住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部署において、情報管理を徹底する。
DV被害者の自立支援	日常生活、就業、住居等について各種制度を活用し、関係機関と連携しながら被害者の自立支援を行う。

(3)相談業務の充実と関係機関との連携

（関係課等：子育て支援課）

市のさまざまな相談や窓口の担当部署のほか、各関係機関のそれぞれの役割を活かした支援のネットワークを強化します。

取組	概要
DV等に関する相談事業	家庭相談事業を中心にDV等についての相談に対応し、さまざまな機会を通じてDVに関する相談先について積極的に周知を行う。特に若年層に届くよう、SNS等を活用した周知に努める。
庁内連携の強化	相談や窓口対応で対応する担当者がそれぞれの部署の職責に応じた適切な対応ができるよう、庁内連携の強化を図る。
関係機関との連携強化	警察や県（女性相談センター）などの関係機関のほか、学校、医療関係者、民生委員や主任児童委員などの福祉関係者との連携を強化する。

2. 各主体の役割

①市民の役割

・ DVについて正しく理解し、重大な人権侵害という認識をもちます。

・ DVを受けている（疑いを含む）人を発見した時は、その人が市や警察、女性相談センター等に相談や通報できるように努めます。

・ DVの被害にあった時は悩まずに相談します。

②各種団体の役割

・ DVの特徴や被害の実態を十分理解し、被害者の立場に立った切れ目のない支援に努めます。

・ DVを受けている（疑いを含む）人を発見した時は、その人が市や警察、女性相談センター等に相談ができるように、その人の意思を尊重した上で、市や警察等に通報するように努めます。

③市の役割

・ DVについて市民に啓発し、DVへの理解が広がるよう取り組みます。

・ さまざまな施策や制度を活用して、被害者の立場に立った相談対応やきめ細やかな支援を行います。

・ 被害者の安全確保や自立した生活を送ることができるよう、関係機関との連携強化に取り組みます。

・ 警察などの関係機関と連携して、加害者対応に取り組みます。

◆◇　第4節　生活上の困難に直面する人への支援（困難な問題を抱える女性への支援に関する計画を含む）

母子・父子世帯等のひとり親家庭などは、仕事・家事・育児を一人で全て担う必要があり、経済・教育・健康面等で不安や負担が大きくなっています。このほか高齢化の進展や単身の高齢世帯の増加により、高齢期の貧困等の困難を抱えるリスクについても問題となっています。

また、女性の抱える問題は一層、複雑・多様化しており、国籍、出自、疾患・障害の有無、性自認など、一人ひとりの背景も様々です。個々の実態に寄り添った自立に向けた支援と、総合的かつ多層的な女性支援の体制づくりを一体的に進め、誰もが安心して暮らせる社会を実現することが求められています。

令和6年4月1日に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」では、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性等、様々な困難を抱えた女性への支援を行政が関係機関及び民間団体と連携して切れ目なく包括的に実施することとされています。

1. 推進施策

(1)ひとり親家庭への生活支援内容及び制度の充実

（関係課等：子育て支援課）

それぞれの状況に応じたひとり親家庭への自立支援を行います。

取組	概要
母子・父子家庭相談事業	母子・父子自立支援員による子育て・就業等に関する相談に対応する。
母子・父子自立支援事業	母子・父子家庭の自立を促進するため、自立支援給付金、高等職業訓練促進給付金を支給する。

(2)困難な問題を抱える女性への支援の充実

（関係課等：子育て支援課）

困難な問題を抱える女性を対象とした相談及び支援の充実。

取組	概要
困難な問題を抱える女性への相談事業	家庭相談事業を中心に相談に対応し、様々な機会を通じて、相談窓口について積極的に周知を行う。
女性支援に関する庁内連携の強化	相談や窓口対応の担当者がそれぞれの部署の職責に応じた対応ができるよう、庁内連携の強化を図る。
関係機関・民間団体との連携強化	警察や県の女性相談支援センターなどの関係機関のほか、学校、医療関係者、民生委員や主任児童委員などの福祉関係者との連携を強化する。また、支援調整会議の活用や民間団体との協働により、切れ目のない支援に努める。

2. 各主体の役割

①市民の役割

・困難な問題を抱える女性を把握した場合は、市や関係機関への相談につなぐように努めます。

②市の役割

・ 困難な問題を抱える女性の立場に寄り添い、本人の意思決定を尊重した相談機能や適切な支援が提供できる機関につなぐ支援をします。

・関係機関と連携して、それぞれの制度の狭間に陥ることがないよう、切れ目のない包括的な支援を行います。

■評価指標

「第３項　生涯安心の暮らしづくり」の評価指標

評価指標名	R7 現状値	目標	把握方法
育児を楽しいと思う保護者の割合	4 か月児健診　89.4%	4 か月児健診　95%	健康たはら 21 計画調査（市調査）
	1 歳6 か月児健診 86.8%	1 歳6 か月児健診 90%	
	3 歳児健診　81.7%	3 歳児健診　85%	
運動習慣のある者の割合	男性　35.5%	男性　40%以上	
	女性　31.5%	女性　30%以上	
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律を知っている人の割合	91.8%	95%以上	市民アンケート調査

第4項　働きやすい場づくり

◂趣旨▸

意欲のあるすべての人がその能力や経験を生かすことができる社会を実現するために、職場での性差別を解消するとともに、安心して子育てや介護をしながら生涯を通じて希望する働き方を選択できるよう、仕事と家事・育児・介護等の家庭生活を両立させることのできる環境づくりが必要です。

また、非正規雇用に起因する貧困や健康に関する不安など生活上の困難を解消し、安定的な生活が営める環境づくりを目指します。

◆◇　第1節　事業所における性差別の解消・雇用環境の整備

市民アンケート調査からもわかるように、職場における男女差別がなくなったわけではありません。男女雇用機会均等法や労働基準法の定着のために、関係機関と連携を図り、事業所等に周知を図ります。

1. 推進施策

(1)事業所に対する男女共同参画に関する啓発

（関係課等：企画課、商工課）

雇用者への男女共同参画に対する知識・意識の向上のために、事業所に対し労働関連法規、各種助成制度等の労働関連情報を周知し、労働環境の向上を図ります。

取組	概要
事業所に対する啓発	事業所へ法制度紹介及び女性の労働条件の向上に向けた情報を提供する。
性別役割分担意識に根ざす制度や慣行の見直し	固定的な性別役割分担意識に根ざす制度や慣行を見直すよう意識啓発を行う。

(2)非正規労働者の雇用環境の整備の促進

（関係課等：企画課、商工課）

非正規労働者は、正社員と比べて、能力開発の機会に恵まれず、十分なキャリア形成ができないことや、不安定な雇用形態にあることから、雇用安定につながる処遇改善や労働条件の整備を促進するため、事業所の取組が推進されるよう関係法令等の周知啓発を図ります。

また、非正規労働者に対して、相談対応や情報の提供により正規雇用への転換支援に努めます。

あわせて、女性の所得向上・経済的自立に向け、キャリア形成やリスキリング（学び直し）に関する情報提供に努めます。

2. 各主体の役割

①市民の役割

・ 労働に関する法制度等の知識を高め、ジェンダー平等の職場づくりを目指します。

・ 職場における固定的な性別役割分担を見直し、改善します。

②事業所の役割

・ 労働に関する法制度等を守り、男女格差をなくし、労働環境を向上します。

・ 性別による役割分担をなくします。

③市の役割

・ 事業所に対し男女共同参画意識の向上や役割分担意識の解消を啓発します。

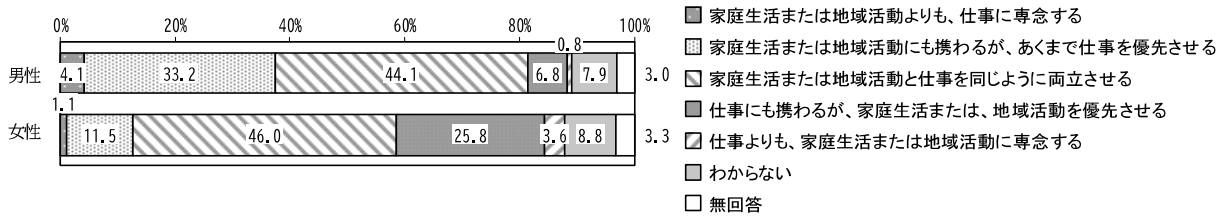
◆◇　第2節　ワーク・ライフ・バランスの推進

市民アンケート調査によると、生き方として望ましいものについて「仕事と家庭生活をともに優先したい」の割合が最も高くなっていますが、働く女性が増えるなか、「女性は仕事も家庭も」という二重の負担を担っている面もあります。社会情勢等の変化に対応し、男性が家庭生活へ積極的に参画することができるように環境を整える必要があります。

働くことを希望するすべての人が、ライフステージや個別の事情に応じて希望する働き方を選択し、仕事と家庭生活の両立に関する意識啓発を進めるとともに、働き方の見直しを進め、「育児・介護休暇を取得しやすい環境」及び「育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境」を整えることが課題です。

近年、男性の育児休業取得率は上昇傾向にありますが、男性は女性に比べて短期間の取得が多い状況にあります。取得率だけでなく取得期間にも着目し、育児休業にとどまらない「共働き・共育て」の実現に向けた取組を支援します。

■仕事と家庭生活・地域生活における生き方（R7年度市民アンケート調査）



1. 推進施策

(1)仕事と家庭の両立支援の啓発

（関係課等：企画課、人事課、高齢福祉課）

家庭でパートナー間の協力関係を十分話し合うなどの仕事と家庭生活との両立に関する意識啓発を進めるとともに、職場優先の組織風土を変え、男性も含めた働き方の見直しを進めるための意識啓発を企業及び市民を対象に進めます。また、ファミリーフレンドリー企業[※19] の普及啓発に努めます。

取組	概要
市民への意識啓発	広報、パンフレット等により仕事と家庭の両立を支援する意識を啓発する。
企業への意識啓発	パンフレット等により仕事と家庭の両立を支援する意識啓発、企業向けセミナー等の実施、ファミリーフレンドリー企業の普及啓発を行う。
仕事と介護の両立支援	介護休業制度等の周知や介護に関する相談窓口の情報提供により、介護離職の防止と仕事と介護の両立（ワーキングケアラーへの支援）を図る。
市職員のワーク・ライフ・バランスの推進（再掲）	一斉退庁デーの徹底により、長時間労働を抑制し、また、有給休暇の取得促進を呼びかけ、仕事と家庭生活の両立を支援するため、市役所が他の職場に率先して実施する。

(2)子育て支援

（関係課等：子育て支援課、親子交流館、健康課、生涯学習課）

仕事と子育ての両立や子育てに係る負担感を緩和・除去し、だれもが安心して子育てができるような環境を整えていきます。また、男性の子育てへの参画を推進します。

取組	概要
通常保育事業	保育園での保育を充実させ、性別による固定的な性別役割分担意識を植え付けることのないよう配慮する。
特別保育事業	保育園での延長保育、一時預かり、障害児保育、休日保育を実施する。
児童クラブ	保護者が就業等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、生活の場の提供を行う。
児童センター運営事業	児童の活動の場として、また、子育て相談や母親サークルの活動の場としての子育て支援を行う。
ファミリー・サポート・センター事業	会員制の育児相互援助組織を運営し、地域における子育て支援や育児負担の軽減を図る。
地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその親を対象に、子育てに関する相談や情報交換の場として、さくらルーム・なのはなルーム・こがめルーム・出張子育てひろばを開設運営する。
妊娠・出産・子育てに関する相談	妊娠・出産・子育てに対する相談に応じ、必要なサービスが受けられるように切れ目なく相談支援を行う。
男性の子育て参加	母子手帳交付時に父親の育児参加を促すパンフレットを配付する等、男性の子育て参加を支援していく。

（3）女性へのデジタル就業支援

（関係課等：企画課、情報政策課）

子育てや介護等と両立しながら働き続けられるように、テレワークなど多様で柔軟な働き方でデジタル就労が可能な環境づくりを目指します。

女性のデジタル分野のスキルの取得・向上のための講座や研修会の開催や参加を支援します。

また、事業所及び市民を対象にテレワークやフレックスタイム、短時間勤務などの周知に努めます。

2. 各主体の役割

①市民の役割

・ 家事・育児・介護も含め、家庭生活は家族全員で支えます。

・ 子育て支援事業等に積極的に参加します。

②地域の役割

・ 子育て等を地域全体で支えます。

③事業所の役割

・ 仕事と家庭の両立を支援します。

・ 子育て支援を積極的に行います。

・ 多様で柔軟な働き方を推進します。

④市の役割

・ 仕事と家庭の両立支援や子育て支援の充実を図ります。

◆◇　第3節　女性の多様なキャリア支援

意欲と能力を持った女性が、社会で活躍できるよう女性の多様なキャリア形成の支援をします。

田原市では、第一次産業従事者が就業者全体の約 3 分の 1 を占め、愛知県や近隣市町村に比べ多く、特に農林水産業・商工業など自営業に従事する女性に、家事や育児、介護と仕事などの負担が偏ることがあり、就労条件や待遇などが不明確であるなど、課題が残されています。

こうした状況を解消するため、自営業に従事する女性の労働条件の改善や、女性自身が事業の方針決定に積極的に参画できるよう、意識啓発に努める必要があります。

1. 推進施策

(1)農林水産業等の担い手育成と経営支援

（関係課等：農政課、営農支援課、農業委員会事務局）

新規就農者をはじめとする担い手の確保・育成を図るため、農業経験や経営のノウハウ習得に向けた研修等を実施し、経営支援を行います。また、家族経営における役割分担や労働時間、報酬などの就業条件を明確にする家族経営協定を促進し、家族一人ひとりが意欲を持って農業に取り組める環境づくりを支援します。

取組	概要
新規就農者・担い手育成の支援	新規就農者や農林水産業の担い手の育成を支援する。
女性農業経営研修	農業経験に関するノウハウの取得等により、経営者の育成を図るための研修を開催する。
家族経営協定の促進	関係者が連携し、休日や給与、役割分担と責任を明確にする家族経営協定の締結を促進する。

(2)起業、NPO・ボランティア等の活動発足の支援

（関係課等：企画課、商工観光課）

起業、NPO・ボランティア等の活動を発足したい女性へ情報提供等の支援をするとともに、様々な活動に参加できるよう環境整備、広報啓発に努めます。

取組	概要
起業、NPO・ボランティア等支援事業	起業、NPO・ボランティア等発足を支援するために情報提供、セミナー・相談事業等を実施する。
女性チャレンジ事例の紹介	女性のチャレンジ事例の情報収集・紹介等による意識啓発をする。

(3)子育てや介護等でいったん仕事を中断した女性の再チャレンジ

（関係課等：企画課、商工観光課）

子育てや介護等で仕事を中断した女性が、仕事に再チャレンジできるよう、就業につながる職業訓練・再教育を受けるための情報提供をし、家庭と仕事を両立するための環境整備を進めます。

また、女性のデジタル分野のスキルの習得、その先のデジタル分野への就労等につながるように女性デジタル人材の育成を支援します。

取組	概要
女性再チャレンジ支援事業所紹介事業等	女性の再チャレンジを支援する優良な事業所等を紹介し、意識啓発等を図る。

2. 各主体の役割

①市民の役割

・チャレンジする人を支援します。

・新規就農、起業・NPO・ボランティア等に積極的にチャレンジします。

・女性の労働条件を改善します。

②事業所、各種団体の役割

・チャレンジする人を支援します。

・仕事と家庭が両立できる事業所をつくります。

③市の役割

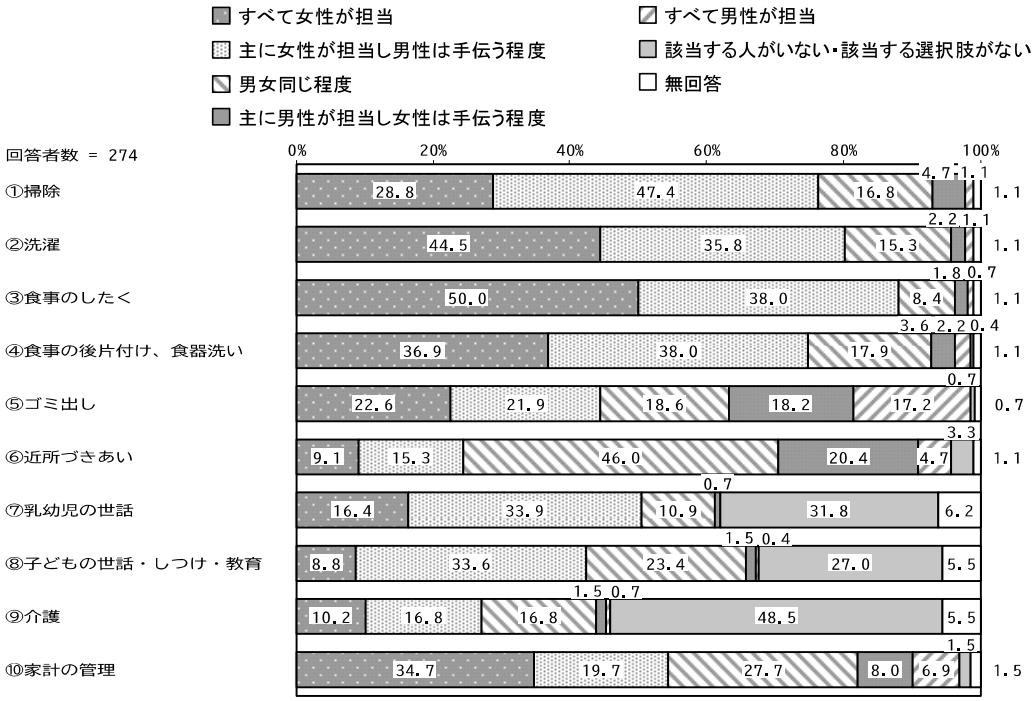
・女性が積極的にチャレンジできるような情報提供・支援を行います。

■評価指標

「第４ 項 働きやすい場づくり」の評価指標

評価指標名	R7 現状値	目標	把握方法
家庭での男女の役割分担の現状	R7年度市民アンケート調査結果参照	「すべて女性が担当」の減少	市民アンケート調査
保育園の待機児童０ の継続	０ 人	０ 人	市調査
家族経営協定締結戸数	439 戸	400 戸 （たはら農業プラン 2018-2027）	県田原農業改良普及課調査
新規就農者数	31 人	H25～H28 年度 120 人 （たはら農業プラン 2018-2027）	県田原農業改良普及課調査
市職員一人当たりの年間の年次休暇取得日数	13 日	14 日以上	R7 年度市調査
市職員一人当たりの月間の超過勤務時間	14.1 時間	10 時間以下	R７年度市調査

■家庭での男女の役割分担の現状（R7年度市民アンケート調査）



第4章　推進体制

第1項　推進体制

◂趣旨▸

男女共同参画社会の実現を目指し、地域づくり・人事・福祉・環境・商工観光・農林水産業・教育及び防災等この計画に盛り込まれた各事業を総合的かつ効率的に実施していくために、市の各部署の連携強化を図るとともに、市と市民との協働を促進する推進体制の整備を目指します。

◆◇　第1節　推進体制と進行管理

この計画の施策は、市の様々な部署に渡るため、これらの事業を推進していくために、市の各部署が横断的に連携し、施策の推進を図ります。

また、市民等を構成員とする田原市男女共同参画推進懇話会において、計画の推進に向けて幅広く意見交換等を行い、施策の推進を図りながら、計画の進行管理を行います。

取組	概要
男女共同参画を推進する行政の会議の設置	男女共同参画行政を総合的に推進するために庁内ワーキング会議を開催する。
市職員の男女共同参画に関する研修	市職員が各事業で男女共同参画の視点に立った事業の実施が行えるよう研修を実施する。
男女共同参画に関する調査	男女共同参画に関する各種情報を収集するとともに、市民意識調査を実施する。
市民で構成する組織の設置	市民と市行政との協働により、計画の推進状況などについて意見交換等を行うための市民を構成員とする組織を設置する。
市民団体・ボランティア等との連携事業の実施	男女共同参画に関する講座等を市民団体やボランティア等と連携して実施する。
男女共同参画関連情報・相談・活動・交流等の拠点の整備	国の男女共同参画機構や県の男女共同参画推進拠点（ウィルあいち）と連携し、相談・啓発・関係機関連携の機能の充実を図る。

第2項　市の推進体制

推進施策は市の事業担当課が主導して実施します。関係部署同士が連携し、また、全ての部署が総合的に男女共同参画の推進に取り組みます。

		部	課室等	推進目標			
				1	2	3	4
市長	副市長	防災局	防災対策課		○		
		企画部	企画課	○	○	○	○
			情報推進課		○		
			広報秘書課		○		
			東京事務所		○		
		総務部	行政課		○		
			人事課		○		○
			財政課		○		
			契約検査課		○		
			税務課		○		
			債権管理課		○		
		市民環境部	市民課		○		
			保険年金課		○		
			環境政策課		○		
			廃棄物対策課		○		
			赤羽根市民センター		○		
		福祉部 （東三河広域連合）	地域福祉課	○	○		
			高齢福祉課		○	○	
		こども健康部	子育て支援課	○	○	○	○
			親子交流館		○	○	○
			健康課		○	○	○
		農林水産部	農政課		○		○
			農業公園管理事務所		○		
			営農支援課		○		○
		商工観光部	商工課		○		○
			企業立地課		○		○
			観光課		○		
		都市建設部	建設課		○		
			維持管理課		○		
			街づくり推進課		○		
			住宅政策課		○		
			建築課		○		
		上下水道部	水道課		○		
			下水道課		○		
		渥美支所	市民サービス課		○		
会計管理者			会計課		○		
教育委員会	教育長	教育部	教育総務課		○		
			学校教育課	○	○	○	
			生涯学習課	○	○	○	○
			スポーツ課		○	○	
			文化財課		○		
			図書館		○		
消防本部		消防長	消防課		○		
			予防課		○		
			消防署		○		
			赤羽根分署		○		
			渥美分署		○		
議会	議長	事務局	議事課		○		
監査委員			事務局		○		
農業委員会			事務局（愛知県農業改良普及課）		○		○

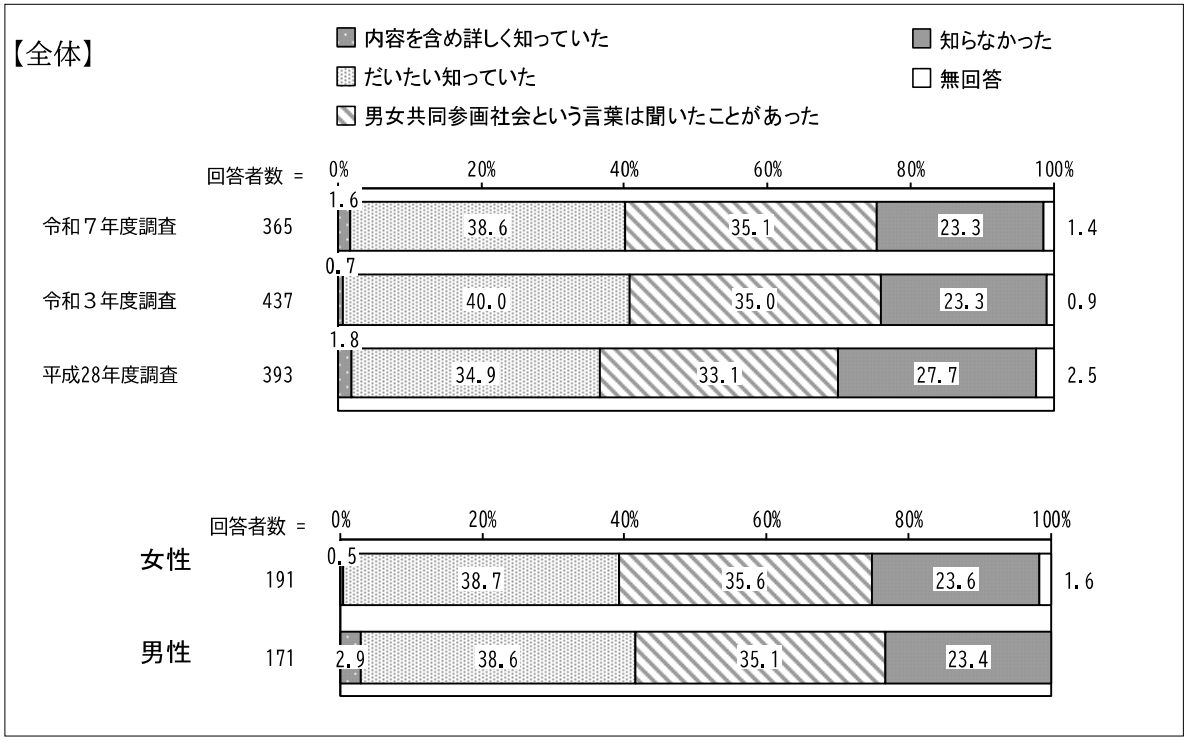
課室等名　の推進目標２の○は「1-(1)委員、役員等への女性の登用の促進」に該当

第5章　参考資料

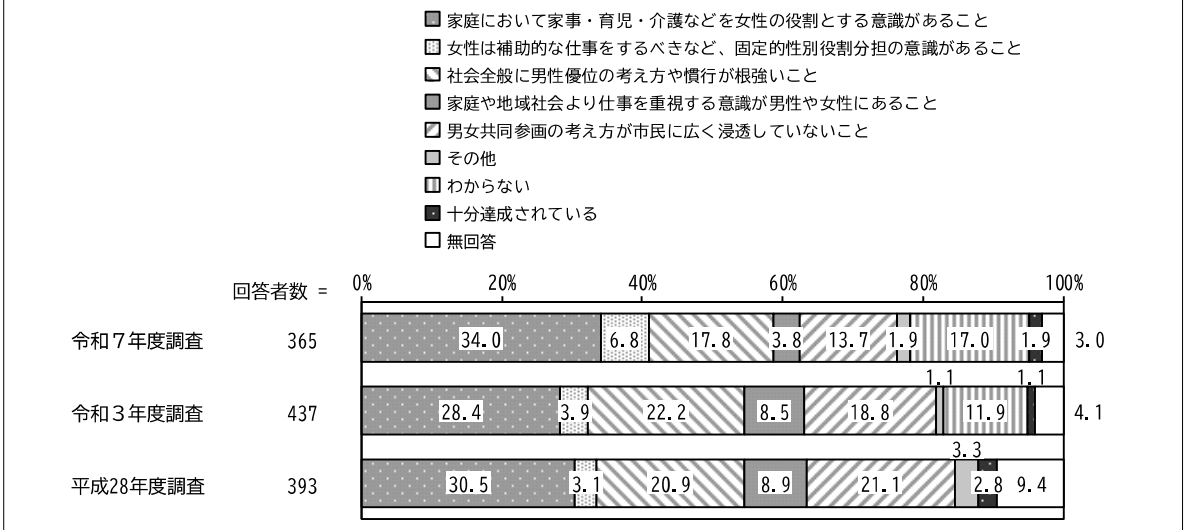
1　男女共同参画関係データ集

【推進目標1】人権尊重とジェンダー平等の意識づくり

■男女共同参画認知度（R7年度市民アンケート調査）



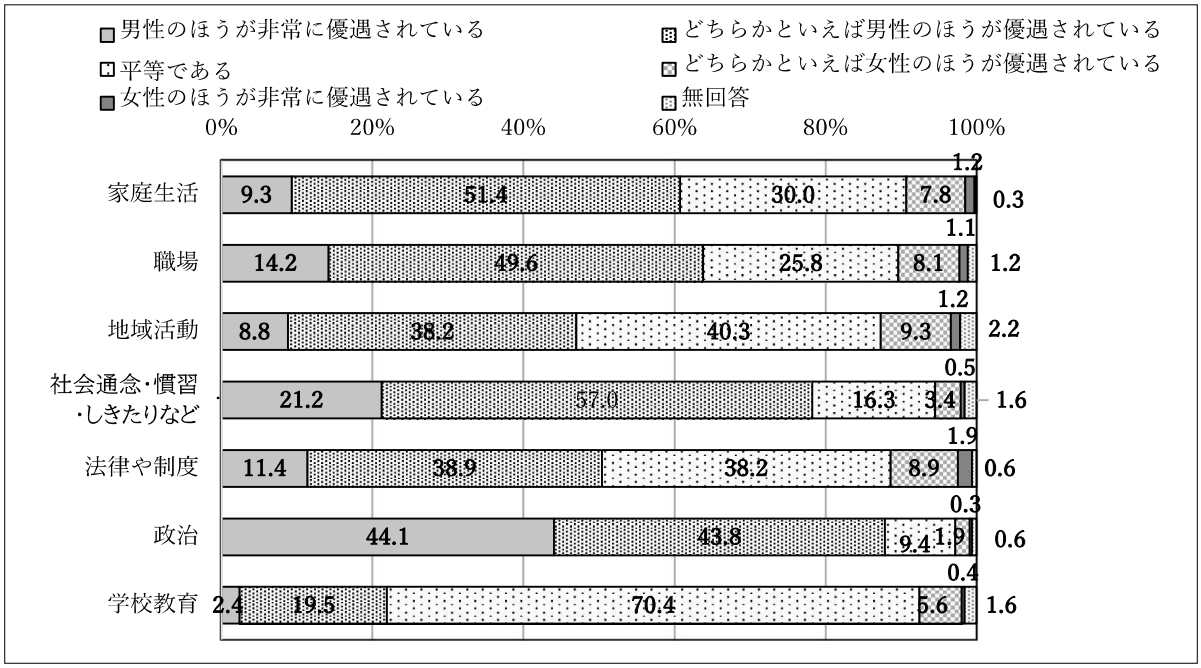
■男女共同参画社会の実現に支障がある主な要因（R7年度市民アンケート調査）



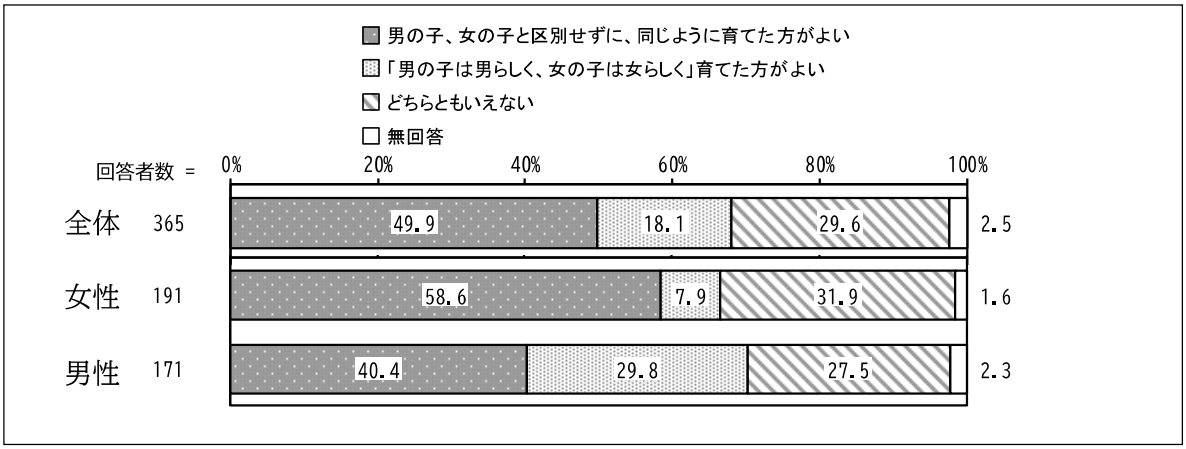
※令和３年度調査、平成 28 年度調査では、「女性は補助的な仕事をするべきなど、固定的性別役割分担の意識があること」が「職場などにおいて、女性に不利な扱いがなされていること」となっていました。
※平成 28 年度調査では、「わからない」がありませんでした。

■各分野における男女平等意識

【参考】国調査（R6年９月）



■子どもの育て方に関する考え方（R7年度市民アンケート調査）



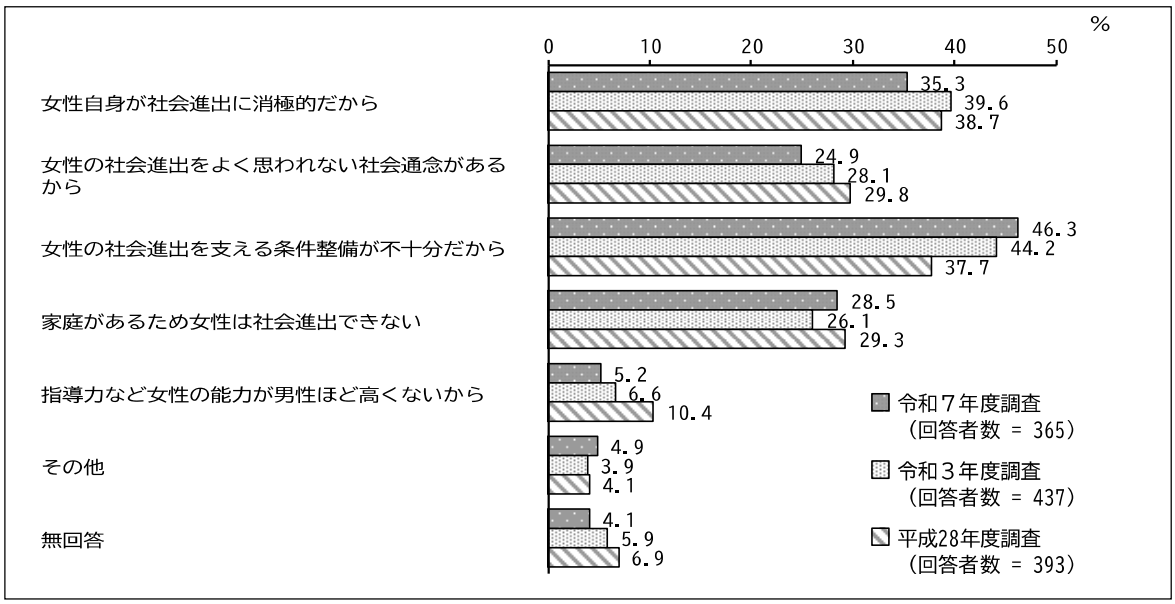
【推進目標2】 誰もが参画できるまちづくり

■政治・行政への女性の参画状況（R8年度市調査）

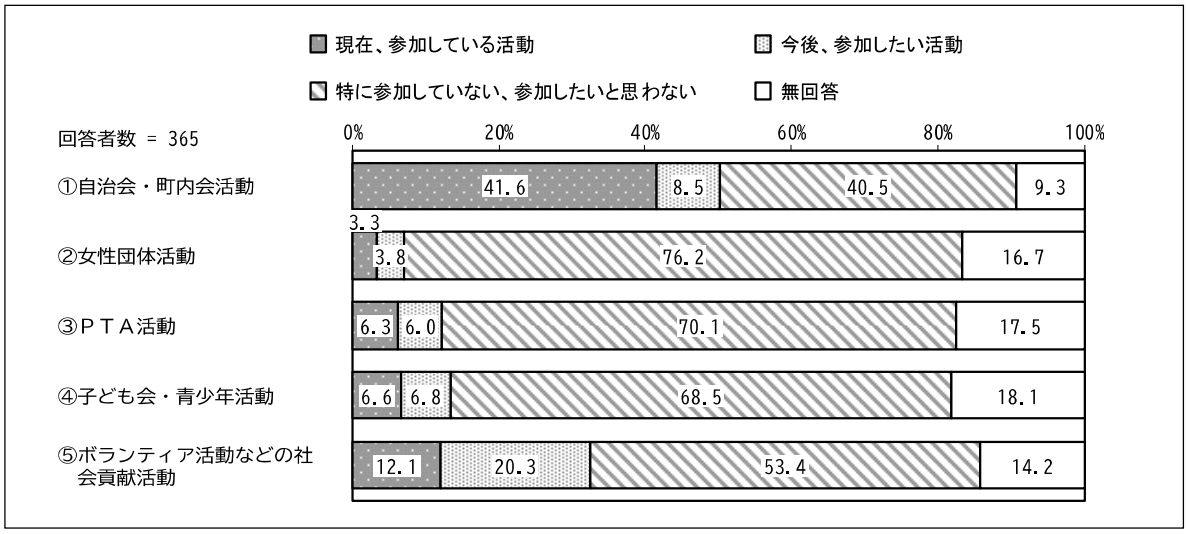
性別	市議会議員	審議会委員会等	市管理監督者
男	16 人	191 人（193 人）	191 人（184 人）
	88.9%	76.71%（77.2%）	68.0%（67.4%）
女	2 人	58 人（57 人）	90 人（89 人）
	11.1%	23.29%（22.8%）	32.0%（32.6%）
合計	18 人	249 人（250 人）	281 人（273 人）

R8 年 4 月現在（比較 R7 年 4 月）

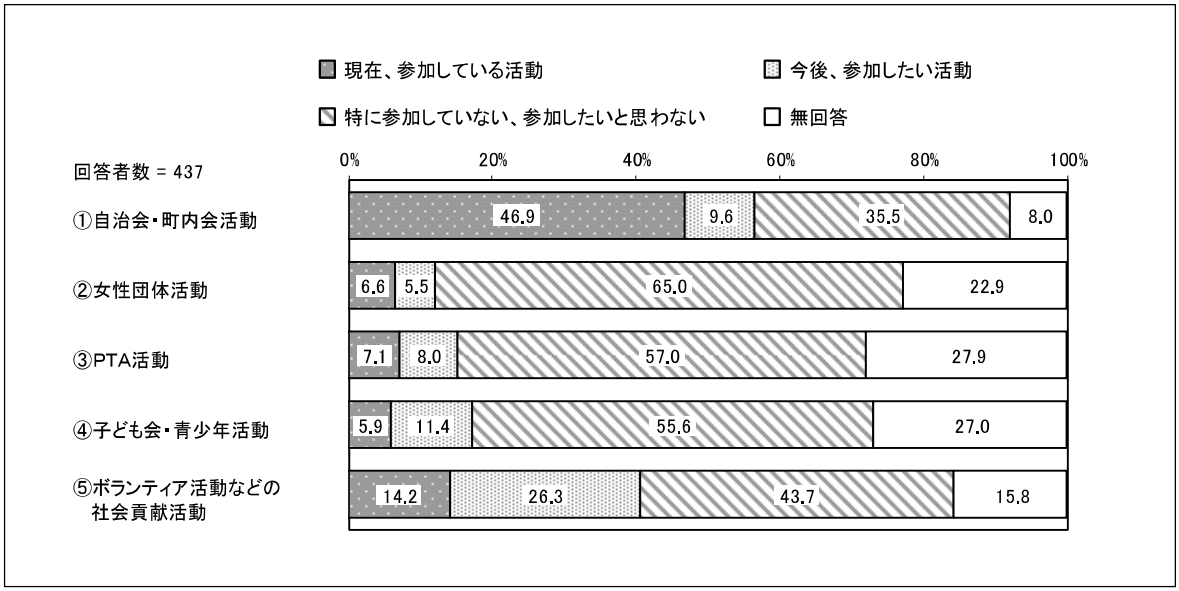
■本市における法令・条例設置委員への女性登用率が低い理由（R7年度市民アンケート調査）



■地域活動への参加（R7年度市民アンケート調査）

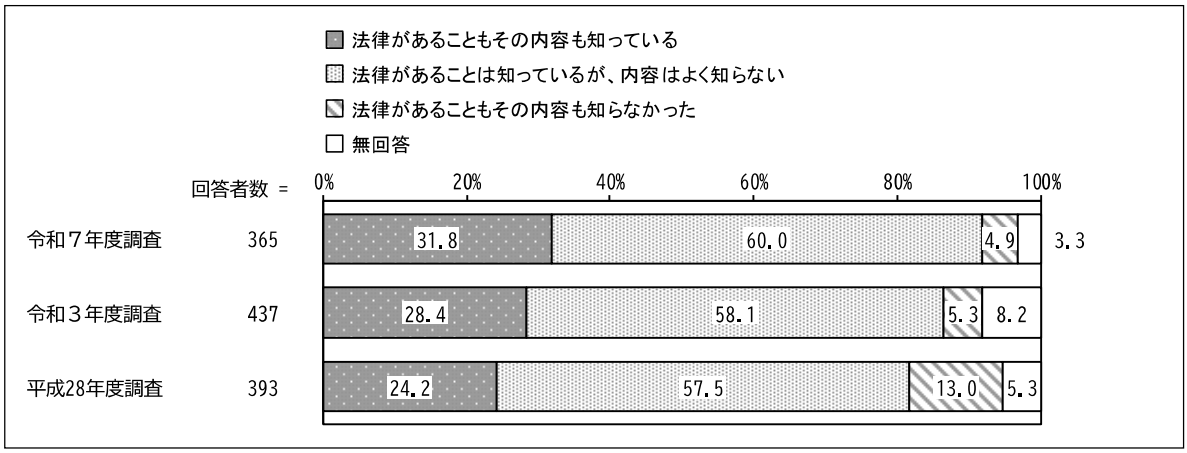


■地域活動への参加（R3年度市民アンケート調査）

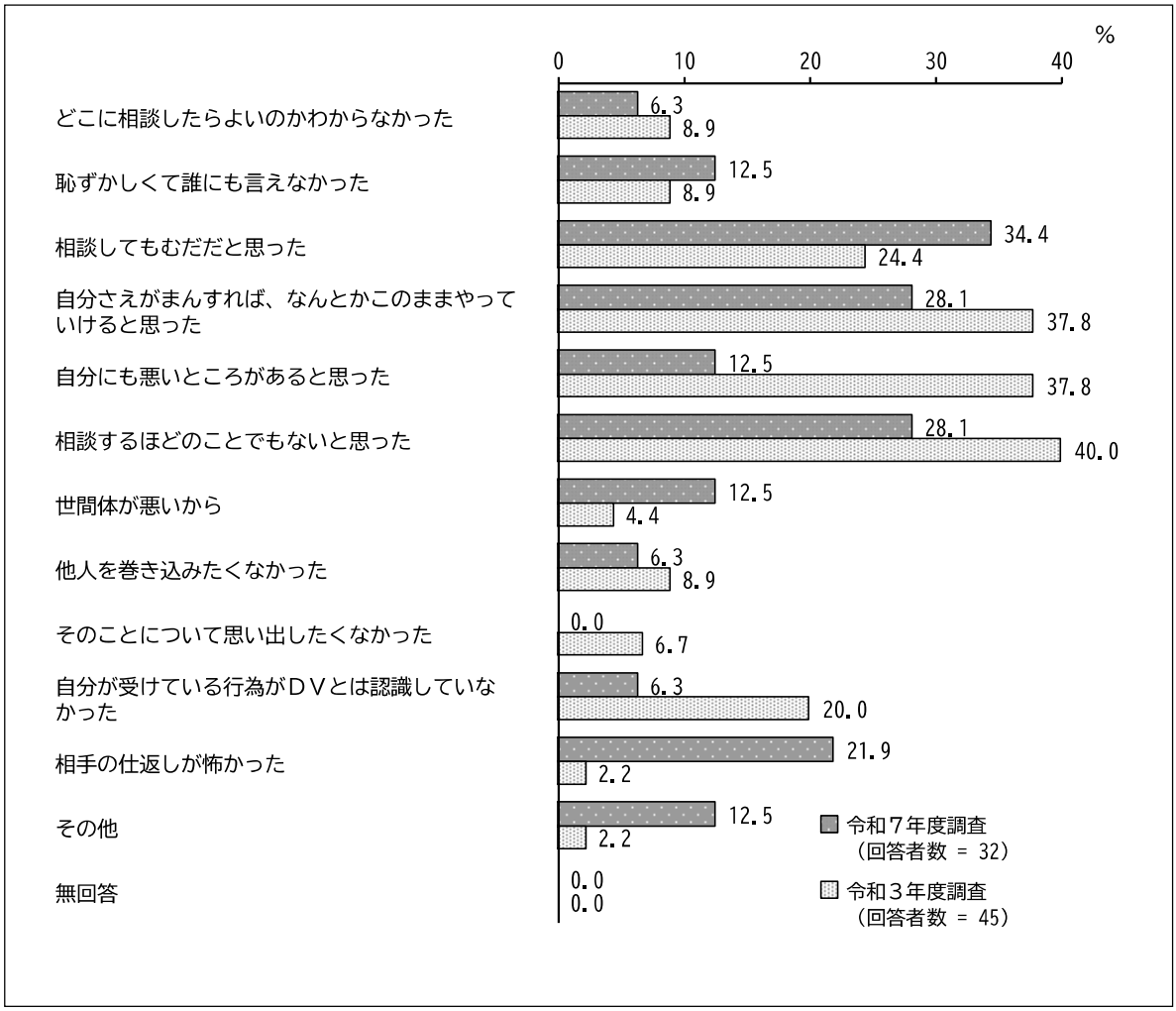


【推進目標3】生涯安心の暮らしづくり

■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の認知度（R7年度市民アンケート調査）

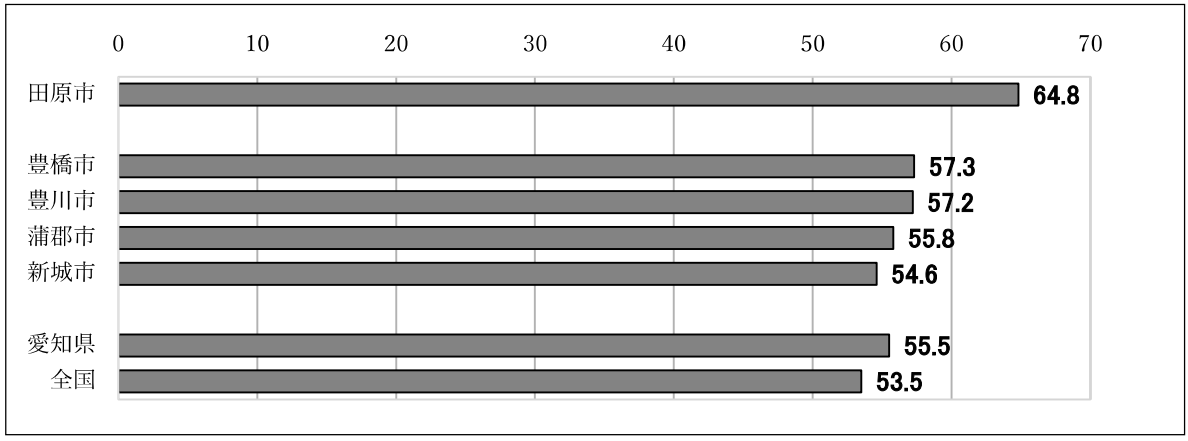


■ドメスティック・バイオレンスを受けたとき、誰にも相談しなかった理由（R7年度市民アンケート調査）

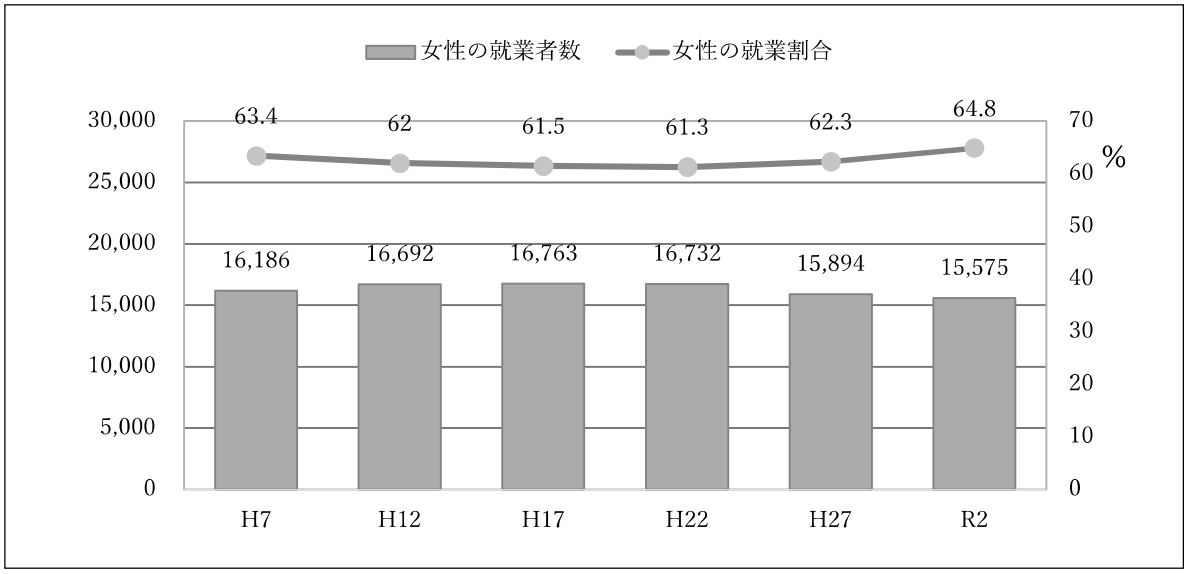


【推進目標4】 働きやすい場づくり

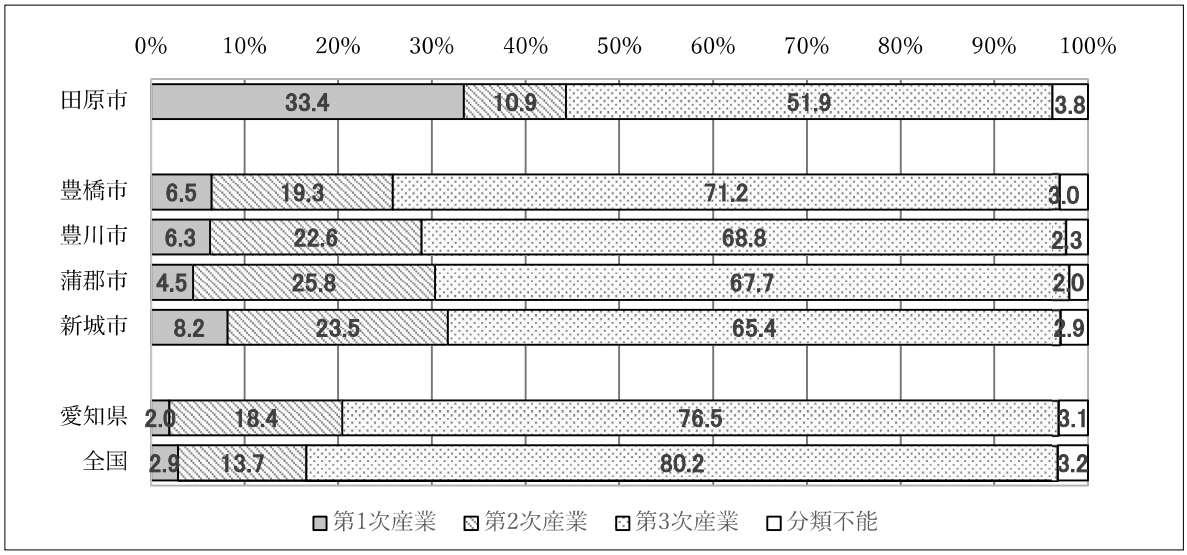
■女性の就業率の都市比較（R2 年国勢調査）



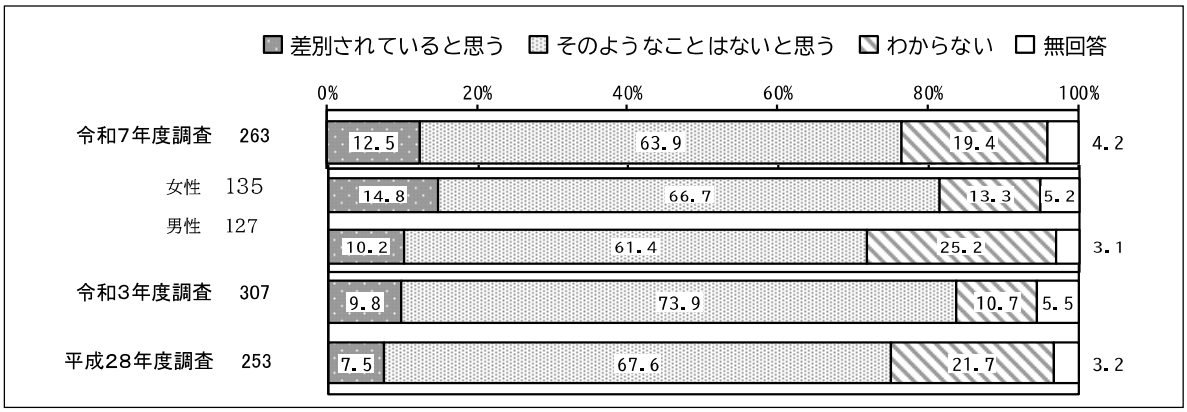
■田原市の女性の就業者数（R2 年国勢調査）



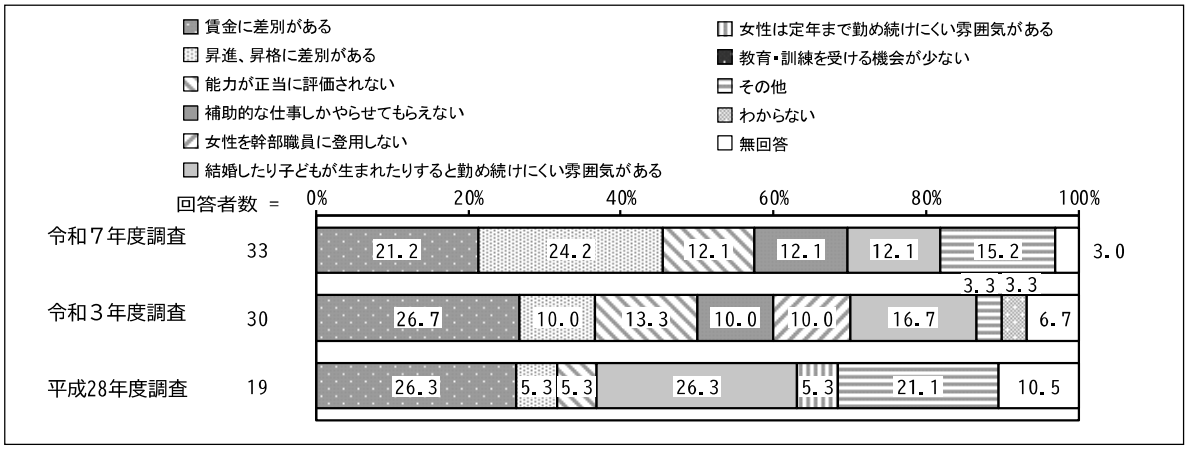
■女性就業者の産業別構成の都市比較（R2 年国勢調査）



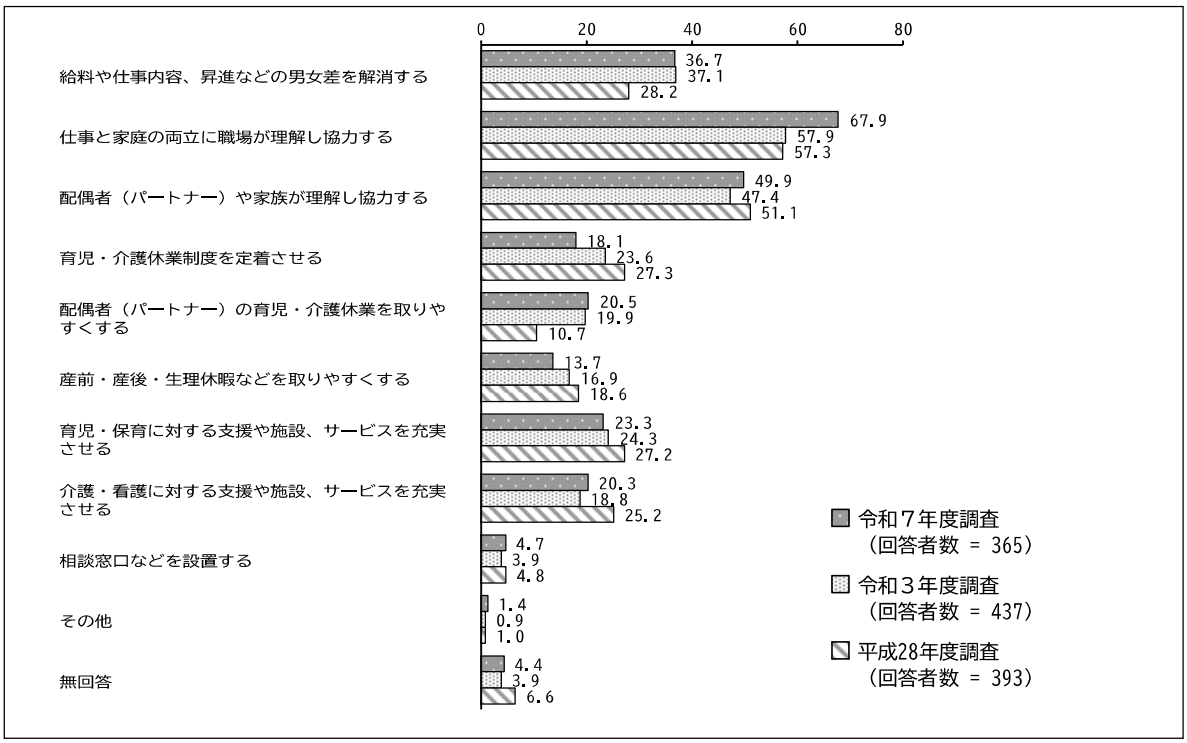
■職場における男女差別（R7年度市民アンケート調査）



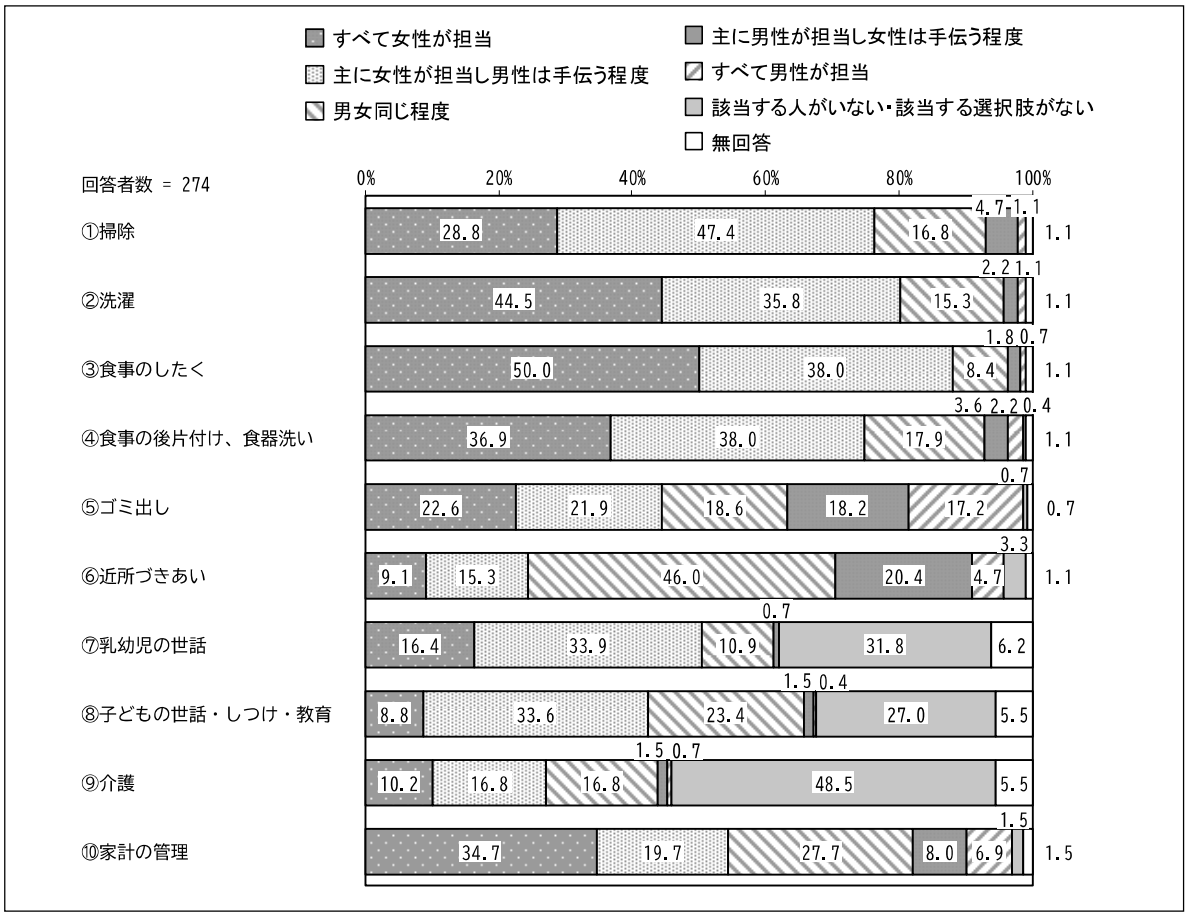
■女性が男性に比べ差別されていると思う理由（R7年度市民アンケート調査）



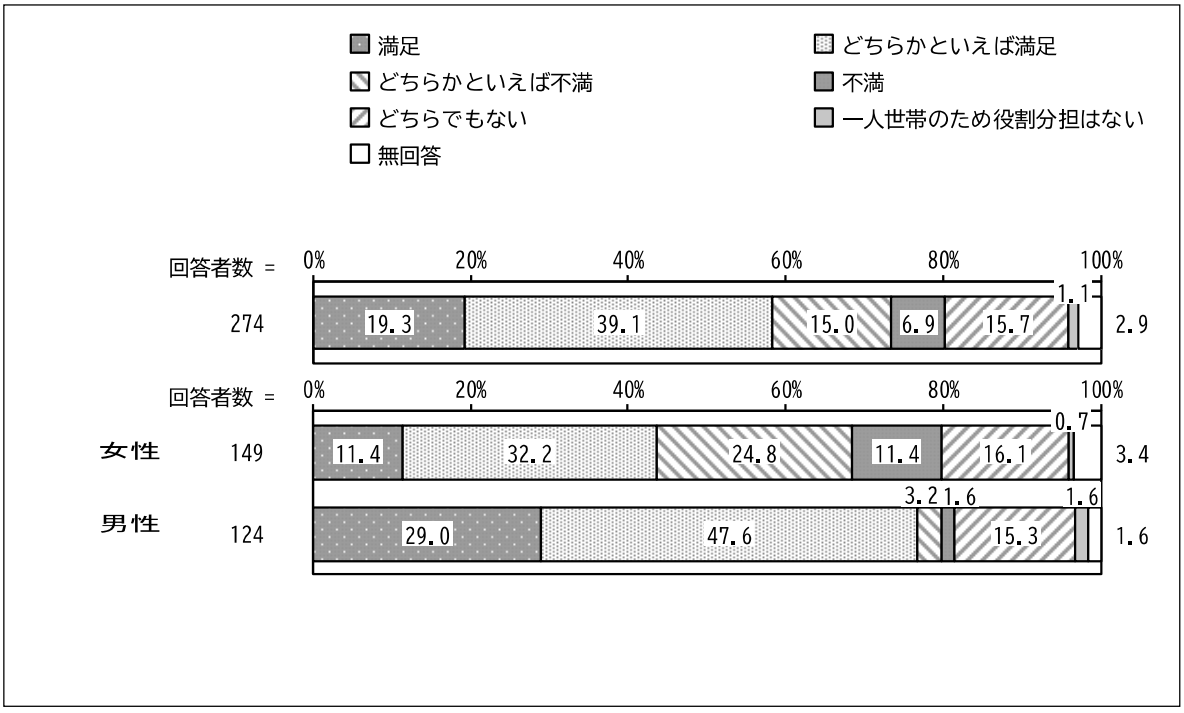
■女性が働き続けるために必要な社会支援（R7年度市民アンケート調査）



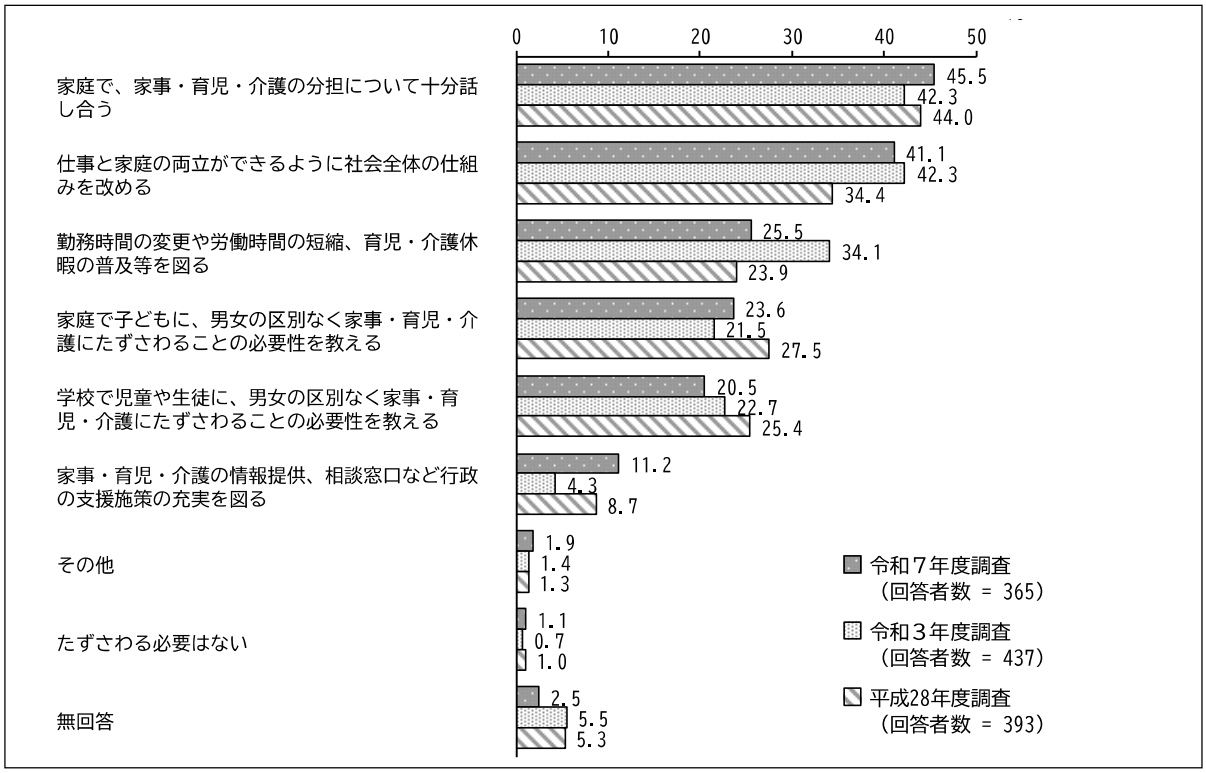
■家庭での男女の役割分担の現状（R7年度市民アンケート調査）



■家庭での男女の役割分担に対する満足度（R7年度市民アンケート調査）



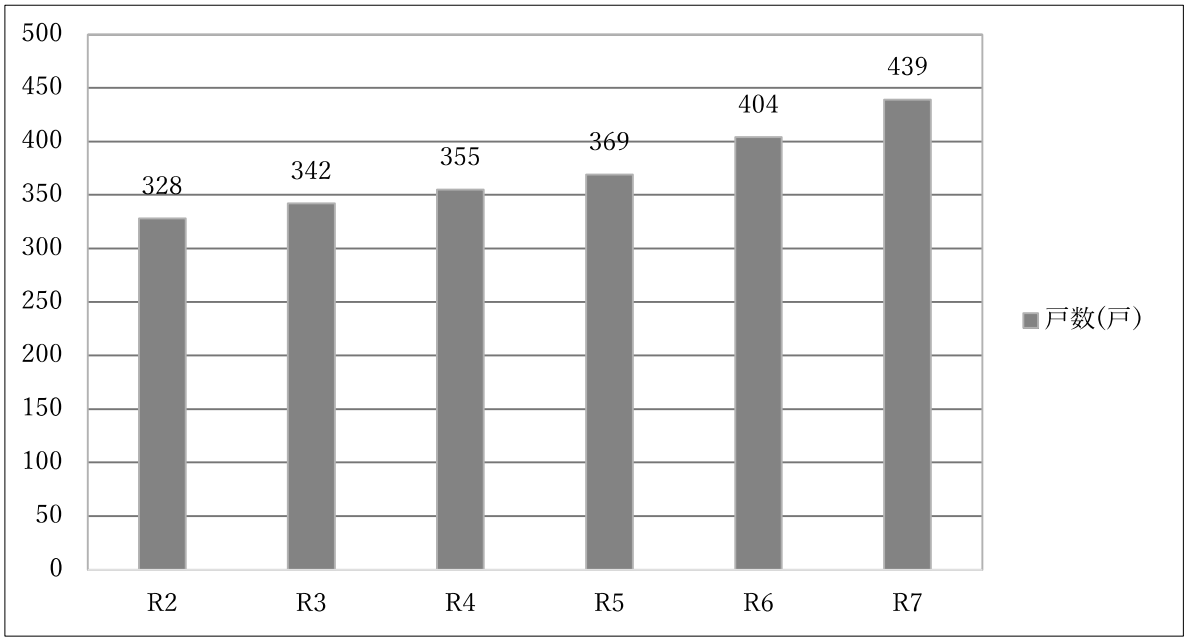
■男性が家事・育児・介護に携わるために必要なこと（R7年度市民アンケート調査）



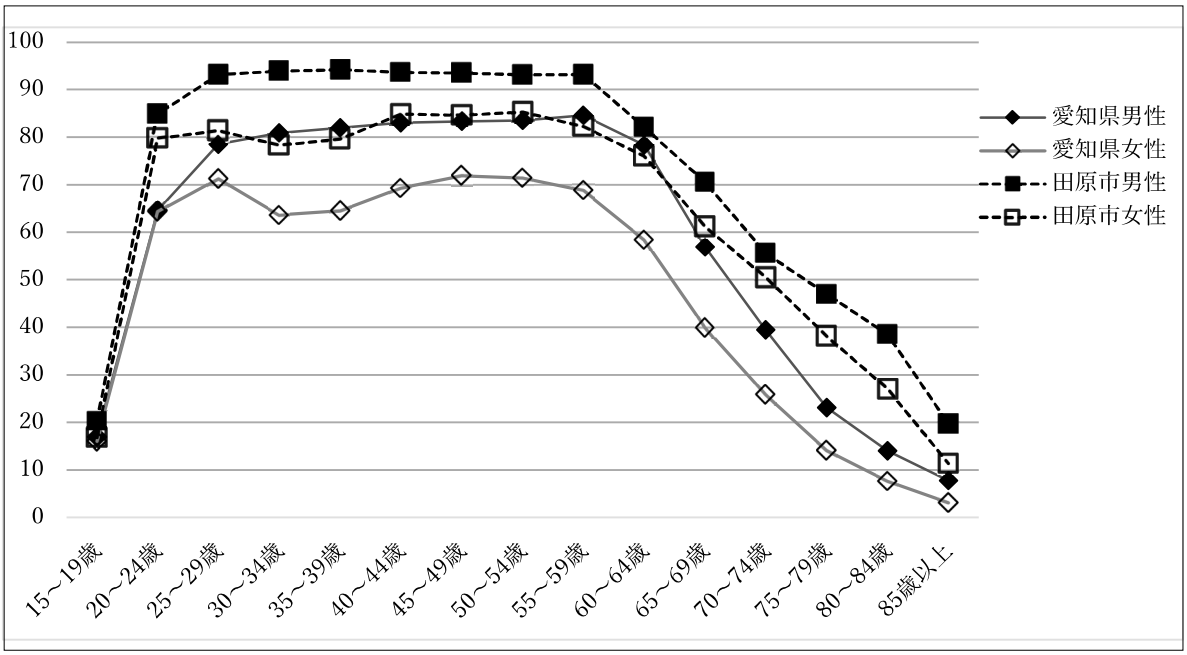
■産業分類別就業者数（R2 年国勢調査）

	H22		H27		R2		R2−H27
	実数（人）	割合（%）	実数（人）	割合（%）	実数（人）	割合（%）	%
就業者数	38,739	100.0	36,881	100.0	34,642	100.0	−6.5%
第1次産業	10,935	28.2	10,932	29.6	9,983	28.8	−9.5%
農業	10,420	26.9	10,471	28.4	9,584	27.7	−9.3%
林業	4	0.0	6	0.0	6	0.0	0.0%
漁業	511	1.3	455	1.2	393	1.1	−15.8%
第2次産業	10,058	26.0	9,986	27.1	8,714	25.2	−14.6%
鉱業	8	0.0	9	0.0	2	0.0	−350.0%
建設業	1,890	4.9	1,742	4.7	1,637	4.7	−6.4%
製造業	8,160	21.1	8,235	22.3	7,075	20.4	−16.4%
第3次産業	17,746	45.8	15,963	43.3	14,703	42.4	−8.6%
電気・ガス・熱供給・水道業	86	0.2	105	0.3	92	0.3	−14.1%
運輸・通信業	1,464	3.7	1,416	3.8	1,520	4.4	6.8%
卸売・小売業、飲食店	3,952	10.2	3,603	9.8	3,480	10	−3.5%
金融・保険業	381	1.0	345	0.9	322	0.9	−7.1%
不動産業	187	0.5	161	0.4	175	0.5	8.0%
サービス業	8,058	20.8	8,308	22.5	8,439	24.4	1.6%
公務	702	1.8	682	1.8	675	1.9	−1.0%
分類不能の産業	2,916	7.5	1,343	3.6	1,242	3.6	−8.1%

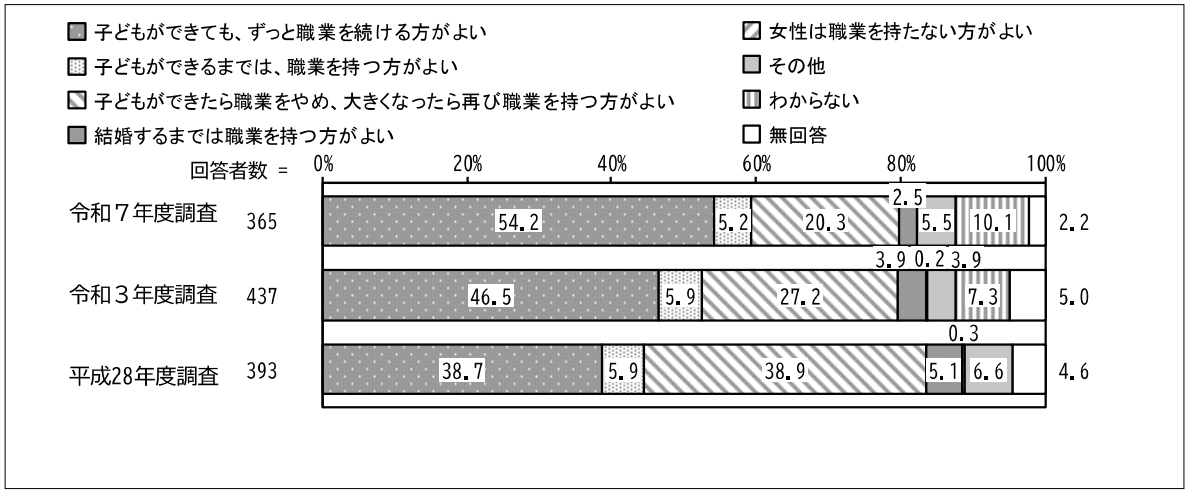
■家族経営協定締結戸数（R7年度市調査）



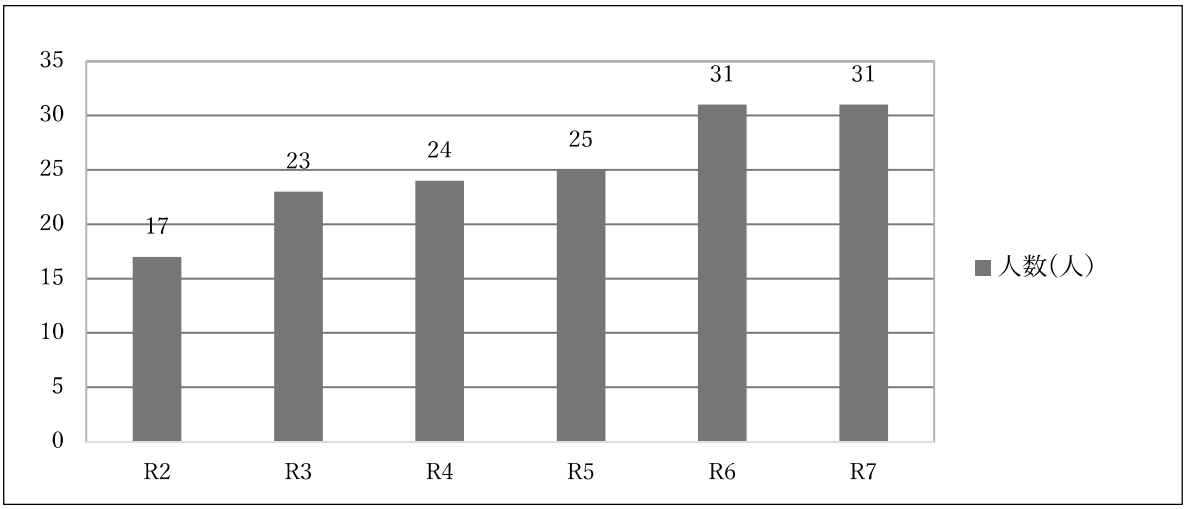
■男女の年齢別就労割合（R2 年国勢調査）



■女性が職業を持つことに対する考え（R7年度市民アンケート調査）

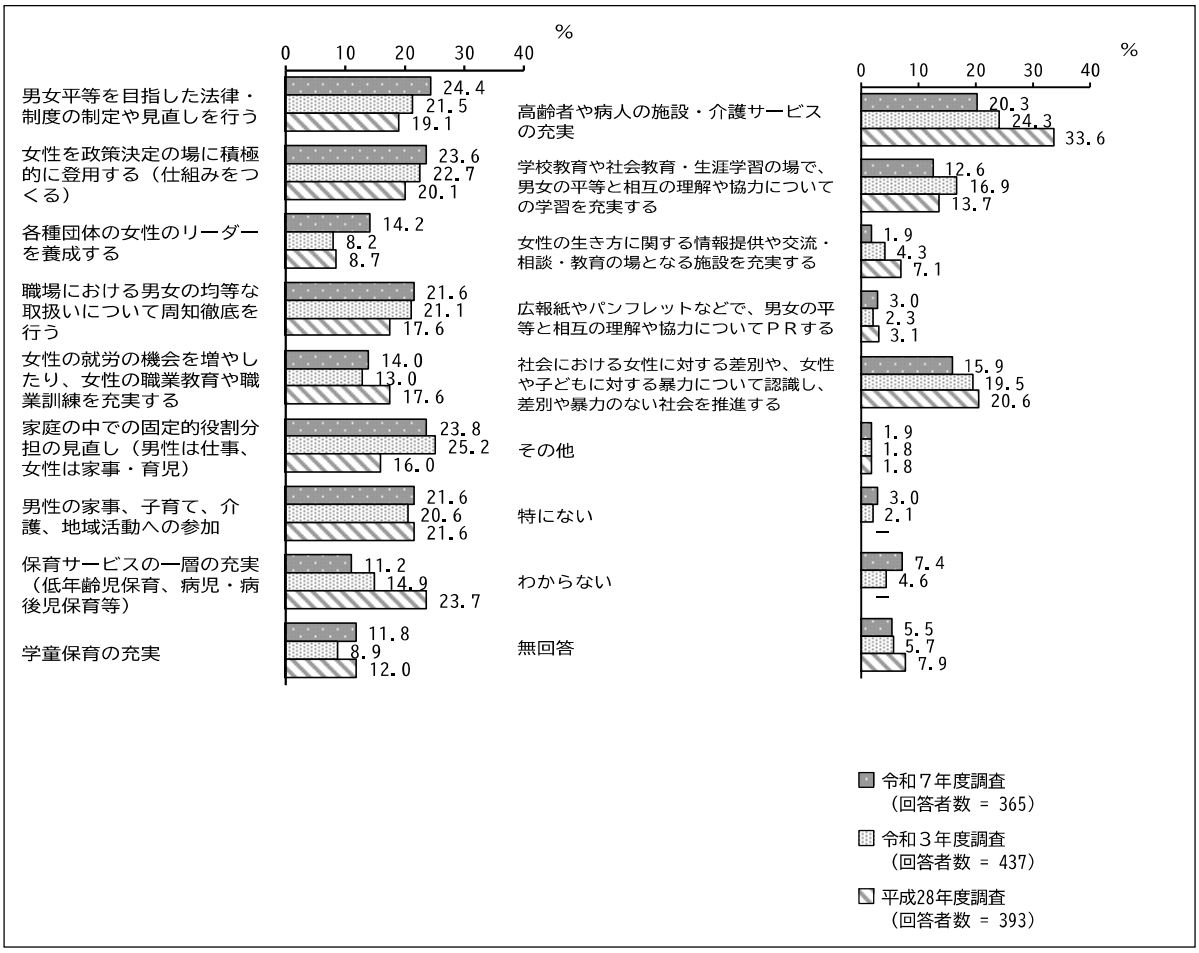


■新規就農者数（R8 年度市調査）



【推進体制】

■男女共同参画社会の推進のために必要なこと（R7年度市民アンケート調査）



資料4

各委員の取組状況・意見

1	鈴木　一敏　委員

◎取組

○　６月に名古屋市で開催された日本女性学会大会に会員が参加した。その様子をまとめた報告書を元に、９月の例会において会員同士が情報共有した。

◎会議で話したいこと

○　田原市において、男女共同参画やジェンダー平等が進むための施策の提案を考えたい。

2	永田　みよ江　委員

◎意見　　2026 ジェンダーギャップ報告書から考えたこと

2026 年９月 16 日　スイスの非営利財団　世界経済フォーラムが公表
日本は 145 か国中 117 位
　政治　経済　教育　健康の４分野で男女平等が実現されているかの指数
日本は教育　健康については達成度が高いが、政治　経済分野で低い
　高市首相就任でも下位グループから脱せず。
上位の国　１位アイスランド　２位フィンランド　３位ノルウェー　４位ナミビア
　　５位　イギリス
Ｇ７では　英国５位　ドイツ９位　フランス 22 位　カナダ 24 位　米国 47 位
　　イタリア 83 位　100 位圏に入らなかったのは日本だけ。上位の国は北欧が多い

１位のアイスランドは映画「女性の休日」の舞台になった国、今から 50 年前の 1975 年、女性たちが家事や仕事を放棄、ストライキを行い女性の権利、ジェンダー平等を闘い取った歴史ある国である。

歴史文化が違うからと一蹴してしまいそうだが、なぜ日本社会はこれほど男女平等がいびつなのだろうか。

自分自身が見ている範囲でも教育と健康は男女の格差を感じない。女性の進学率、健康医療を受けるのに格差はない。しかし働く分野と政治の分野においてはかなり偏りがひどい。

女性の市議会議員は 18 人中２人　日本一の生産販売を誇る農業分野において、JA 広報誌の表紙は何年も男性のみ一人登場。自治会も同様、役員は全員男性である。

日本は家事育児に費やす時間が男性は少なく女性が圧倒的に多い。50 年前と比較し各種法整備は格段に進んでいるが、人々の思考、慣習は変わっていない部分もある。

この問題はこの地域に限られたことではなく、日本全国同様のことが起きているためジェンダーギャップ指数 117 位なのだろう。

身近なところから変える、その努力以外に方法はないと思う。

おうちで お話できていますか？



もしもの時に子どもを守る「性」と「防災」

動画を見て、みんなで話そう！

オープンカフェ

いざという時、子どもを守れるのは日頃の家庭内でのコミュニケーションです。
防災対策も、性教育も、どちらも「子どもの命と心を守る」大切なこと。家庭で楽しく・自然に話せる
きっかけづくりに、お茶をしながら、気軽におしゃべりしませんか？

2026年12月7日（月）
Open 10:00
Close 15:00

imacoco
田原市大久保町上鋪地５０

カフェでの1オーダーをお願いします

参加特典あり
先着20名まで



オープンカフェとは別に、動画も公開中！
いつでもお好きな時間にご覧いただけます♪

自分の心と身体を守ろう



こもれび助産院
助産師 河邊 紅子 氏
監修動画

▶動画を見る

災害が起きた時の生活のイメージできていますか？



▶動画を見る



動画を見て
アンケートに答えた方にも、
特典あり！

主催 YAROMAI　田原市民提案型委託事業
協力 imacoco　問合せ yaromai.gender@gmail.com
公式インスタ→ @yaromai_fam